<2020年 合格目標>

賃貸不動産経営管理士

試験対策

全問題と解答・解説



賃貸不動産経営管理士

試験対策アプリ

App Store にて 好評提供中!



賃管士 2020











分野1 賃貸管理の意義・役割をめぐる社会状況に関する事項

	問題	正 答	解説
	賃貸不動産管理に関する専門知識		適切である。
	の必要性が高まっている背景の 1		【公テ (4版) p.23】
1	つとして、情報化社会の進展によ		
1	り、当事者が有する賃貸不動産を		
	めぐる情報量が格段に充実したこ		
	とが挙げられる。		
	近年、不動産ファンドの台頭や不		近年では、不動産ファンドの台頭、
	動産の証券化等が進展しているも		不動産の証券化等の進展により、実
2	のの、賃貸不動産管理において		物所有者である貸主ばかりでなく、
2	は、あくまでも実物所有者である	×	不特定多数の投資家も想定する必要
	貸主が中心であり、不特定多数の		が生じてきている。
	投資家まで想定する必要はない。		【公テ (4版) p.23】
	制度的側面から見ると、定期借		適切である。
	地・借家契約制度の創設などが順		【公テ (4版) p.23】
	次行われたことに伴い、賃貸不動		
2	産の活用の場面でも、多様な賃貸		
3	借契約形態が求めれるようにな		
	り、いかなる契約形態を選択すべ		
	きか、専門的な知見に基づく判断		
	が必要となってきた。		
	住宅の購入とは異なり、住宅の賃		住宅の賃貸借を中心に、個人である
	貸借に関しては、個人である借主		借主を消費者とみなして、消費者保
4	は消費者には該当しないため、消		護の観点から不動産賃貸借関係をと
4	費者保護の観点から不動産賃貸借	×	らえようとする動きも出始めてい
	関係をとらえるべきではない。		る。
			【公テ (4版) p.23】
	昨今の経済情勢の変動のなかで、		現在では、優良な借主に長く契約を
	既存物件の所有者の賃貸経営的観		継続してもらいたいというニーズも
	点からは、優良な借主に長く契約		大きくなってきており、借主の立場
5	を継続してもらいたいというニー	×	を重視した管理のあり方が要請され
	ズは次第に小さくなってきてお		ている。
	り、経営効率を重視した管理のあ		【公テ(4版)p.23】
	り方が要請されている。		

	問題	正 答	解説
	投資家を含めた貸主の収益の安定		賃貸不動産の管理においては、投資
	が最大限求められる時代の流れの		家を含めた貸主の賃貸経営のためと
6	なかにあっても、賃貸不動産の管	×	いう視点を基本にすえるべきであ
0	理にあたっては、入居者・利用者		る。
	である借主の保護を最優先すべき		【公テ (4版) p.24】
	である。		
	管理の対象である賃貸不動産は、		適切である。
	単にその不動産の所有者である貸		【公テ (4版) p.24】
	主のみのために存在するものでは		
7	なく、わが国の限られた有用な資	\circ	
	源として、その適切な利用等が促		
	進されることは、入居者や利用者		
	の利益にもなる。		
	賃貸不動産は、その物件を含めた		適切である。
	周辺の環境や街並みの形成等に資		【公テ (4版) p.24】
	するものとして、広く公共の福祉		
8	にも貢献するものであり、賃貸不	\bigcirc	
	動産の管理は、このような社会全		
	体との関係でとらえることが重要		
	である。		
	管理業者は、貸主や借主との信頼		管理業者は、直接の契約違反にはあ
	関係を築き、これを維持すること		たらなくとも、契約の趣旨からみて
	に最大限の配慮をすべきである		不適切な行為を行なうべきではな
9	が、信頼関係さえ築かれていれ	×	V ₁ °
	ば、直接の契約違反にあたらない		【公テ (4版) p.24】
	限り、たとえ契約の趣旨からみて		
	不適切な行為を行なったとしても		
	問題になるようなことはない。		

	問題	正 答	解説
10	貸主の資産の適切な運用という観点から、管理業者には、これまでのような貸主の自主管理や一部委託管理といった伝統的な管理体制ばかりでなく、貸主の不動産経営を総合的に代行する専門家としての体制を整えることが要請されている。	0	適切である。 【公テ(4版)p.32】
11	街並み景観、まちづくりについては、国や地方公共団体が責任を負うべき問題であり、管理業者がこれらに対してまで貢献しなければならないという社会的責任はない。	×	住宅やビル等を良質な状態で長く利用するためには、その建物のある環境も重要な要素であるため、管理業者にも、街並み景観、まちづくりに対する貢献が期待されている。 【公テ(4版)p.32】
12	昨今の借り手市場のもとで、入居率を維持し賃貸収入を確保するためには、入居者の入れ替えに伴う新規入居者からの一時金収入とその際の賃料引き上げを行うことを最優先すべきである。	×	昨今の借り手市場のもとでは、入居率を維持し賃貸収入を確保するためには、できるだけ優良な借主に長く借りてもらうことが大切であり、新規入居者からの一時金収入とその際の賃料引き上げを行うことを最優先すべきとはされていない。 【公テ(4版)p.33】
13	管理業者は、依頼者である貸主や 投資家に対してだけでなく、資産 運用等の面で責任を持つアセット マネージャーに対しても、不動産 の管理状況や収益状況について透 明性の高い説明と報告をする役割 を担っている。	0	適切である。 【公テ(4版)p.33】
14	管理業者には、不動産の証券化を 始めとする新たな不動産投資手法 を研究し、使いこなす高度な賃貸 管理が求められている。	×	管理業者には、「不動産投資手法」 ではなく、新たな「経営管理手法」 を研究することが求められている。 【公テ(4版) p.34】

	問題	正 答	解説
	管理業務では、物件の維持管理か		適切である。
	ら契約管理、収益分析等を総合的		【公テ (4版) p.34】
15	体系的に行うことが必要であり、		
13	また、これらへの対応は一時的な		
	ものであってはならず、能動的、		
	体系的管理の継続が求められる。		
	管理業者は、投資家や貸主の代理		管理業者は、単に投資家や貸主の代
	人として、常にその意向に追随		理人として、その意向に追随するだ
	し、貸主と借主との間、あるいは		けの存在であってはならず、また、
16	投資家その他の利害関係人との間	×	専門知識とノウハウを駆使して中立
10	に入り、専門知識とノウハウを駆	^	公平に利害調整を行ない、不動産の
	使して投資家や貸主の利益を保護		適切な活用を促進する存在であるこ
	するために活動する存在であるこ		とが求められている。
	とが求められている。		【公テ (4版) p.34】
	「平成 25 年住宅・土地統計調		最も多いのは、「持ち家」である。
	査」によると、平成 25 年 10 月 1	×	【公テ (4版) p.36】
17	日現在の全国の所有関係別住宅数		
	で最も多いのは、「民営借家」で		
	ある。		
	「平成 25 年住宅・土地統計調		平成 25 年 10 月 1 日現在における全
	査」によると、平成 25 年 10 月 1		国の空き家率は、「13.5%」となっ
18	日現在における全国の空き家率	×	ており、平成 20 年の「13.1%」に
10	は、10.5%となっており、平成 20	^	比べ 0.4%上昇している。
	年の 10.1%に比べ 0.4%上昇して		【公テ (4版) p.36】
	いる。		
	「平成 25 年住宅・土地統計調		全国の空き家の内訳において、賃貸
	査」によると、平成 25 年 10 月 1		用の住宅は半数の「5割」を超えて
19	日現在における全国の空き家の内	×	いる。
	訳では、賃貸用の住宅は3割未満		【公テ (4版) p.36】
	となっている。		
	「国勢調査」によると、今後わが		適切である。
	国の人口は、2015年の1億2709		【公テ (4版) p.39】
20	万人から 2053 年には 1 億人を割	\circ	
	り込み、2065年には8808万人に		
	まで減少すると推計されている。		

	問題	正答	解説
	平成 26 年度に全国の消費生活セ		「敷金ならびに原状回復トラブル」
	ンター等が受け付けた賃貸住宅に		に関する相談が最も多い。
21	関する相談内容として、最も多い	×	【公テ(4版)p.46】
	のは、「瑕疵・欠陥、契約解除		
	等」である。		
	住生活基本法に基づき平成 28 年		適切である。
	3月 18 日に閣議決定された住生		【公テ(4版)p.49】
22	活基本計画では、「住宅すごろく		
22	を超える新たな住宅循環システム		
	の構築」が目標として掲げられて		
	いる。		
	住生活基本法に基づき平成 28 年		適切である。
	3月 18 日に閣議決定された住生		【公テ (4版) p.49】
23	活基本計画では、「建替えやリフ		
23	ォームによる安全で質の高い住宅		
	ストックへの更新」が目標として		
	掲げられている。		
	住生活基本法に基づき平成 28 年		適切である。
	3月 18 日に閣議決定された住生		【公テ (4版) p.49】
24	活基本計画では、「急増する空き		
	家の活用・除去の推進」が目標と		
	して掲げられている。		
	住生活基本法に基づき平成 28 年		適切である。
	3月 18 日に閣議決定された住生		【公テ(4版)p.49】
25	活基本計画では、「急増する空き		
	家の活用・除去の推進」が目標と		
	して掲げられている。		
	住生活基本法に基づき平成 28 年		「新築住宅の取得促進による住生活
	3月 18 日に閣議決定された住生		産業の育成」は、住生活基本計画の
26	活基本計画では、「新築住宅の取	×	目標には掲げられていない。
	得促進による住生活産業の育成」		【公テ(4版)p.49】
	が目標として掲げられている。		

	問題	正 答	解説
	「空家等対策の推進に関する特別		適切である。
	措置法」において適用対象となる		【公テ (4版) p.53】
	特定空家等には、賃貸住宅も含ま		
27	れているため、賃貸不動産管理業		
27	者が、この空き家問題に積極的に		
	関与し、適切な取組みを行うこと		
	は、管理業者にとってビジネスチ		
	ャンスとなる。		
	賃貸住宅の経営形態としては、個		賃貸住宅の経営形態としては、8割
	人経営より法人経営の割合のほう		以上が個人経営であり、そのうちの
28	が高く、全体の7割以上を占めて	×	6割が60歳以上の高齢者となって
	いる		いる。
			【公テ (4版) p.57】
	賃貸住宅の管理をすべて委託して		適切である。なお、一部を委託して
29	いる家主は、全体で6割を超えて		いる家主まで含めると、全体で9割
29	いる。		を超えている。
			【公テ (4版) p.57】
	賃貸住宅の保有戸数をみると、10		「10戸」以下ではなく、「20戸」以
30	戸以下の小規模家主が全体の6割	×	下の小規模家主である。
	を占めている。		【公テ (4版) p.57】

分野2 賃貸不動産経営管理士のあり方に関する事項

	問題	正 答	解説
	賃貸住宅管理業者登録制度により		適切である。借主に対する重要事項
	賃貸不動産経営管理士が行うべき		説明や書面作成については、賃貸不
1	業務に、「転貸借契約に関する重	\bigcirc	動産経営管理士の関与は義務付けら
	要事項説明及び契約成立時の書面		れていない。
	交付」は含まれていない。		【公テ(4版)p.135】
	賃貸不動産経営管理士の「倫理憲		賃貸不動産経営管理士は、常に公正
	章」における公正と中立性の保持		で中立な立場で職務を行うことが求
	に関して、賃貸不動産経営管理士		められており、たとえ、賃貸不動産
2	は、賃貸不動産所有者が直接の依	~	所有者が直接の依頼者であったとし
2	頼者である場合には、借主や所属	×	ても、借主等、他の関係者の立場に
	している管理業者の立場にかかわ		十分配慮した対応を求めることも、
	らず、常に依頼者の立場に立って		ときには必要である。
	対応すべきである。		【公テ(4版)p.159】
	賃貸不動産経営管理士の「倫理憲		退職して賃貸不動産の管理に携わら
	章」における秘密を守る義務に関		なくなった場合や、賃貸不動産経営
	して、賃貸不動産経営管理士が所		管理士の資格を喪失した場合であっ
3	属していた管理業者を退職し、当	×	ても、引き続き秘密を守る義務を負
	該賃貸不動産の管理に携わらなく		うとされている。
	なった場合には、義務を負わない		【公テ (4版) p.161】
	とされている。		
	賃貸不動産経営管理士の「倫理憲		適切である。
	章」における秘密を守る義務に関		【公テ (4版) p.161】
	して、賃貸不動産経営管理士が職		
4	務上知り得た秘密については、法		
4	令上提供義務があるとされる場合		
	や本人の同意がある場合などの正		
	当な理由がある場合には提供する		
	ことも可能である。		
	個人情報保護法では、他の情報と		適切である。
	容易に照合することができ、それ		【公テ(4版)p.588】
5	により特定の個人を識別すること	\circ	
	ができることとなるものは、個人		
	情報に該当するとされている。		

	問題	正 答	解 説
	既に死亡している個人の情報であ		既に死亡している個人の情報や、会
	っても、個人情報保護法における		社などの情報については、個人情報
6	個人情報に該当する。	×	保護法における個人情報には該当し
			ない。
			【公テ(4版)p.588】
	旅券番号、基礎年金番号、運転免		適切である。
	許証番号、住民票コード、個人番		【公テ (4版) p.588】
	号(マイナンバー)については、		
7	個人情報保護法における個人識別	\bigcirc	
	符号に該当し、これらの符号が含		
	まれるものは、それだけで個人情		
	報に該当する。		
	コンピューターを使わず、顧客カ		コンピューターを使わず、顧客カー
	ードや名刺を単に 50 音順に並べ		ドや名刺を単に 50 音順に並べるな
	るなどして紙の上に表された情報		どして紙の上に表された情報を体系
8	を体系的に構成しただけであるも	×	的に構成しただけのものであって
0	のについては、個人情報保護法に	^	も、個人情報保護法における個人情
	おける個人情報データベース等に		報データベース等に該当する場合が
	は該当しない。		ある。
			【公テ(4版)p.589】
	個人情報保護法の規制は、個人情		適切である。
	報データベース等を事業の用に供		【公テ(4版)p.590】
9	している者(個人情報取扱事業	\bigcirc	
	者)のすべてに対して適用され		
	る。		
	個人情報保護法において、個人情		適切である。
	報取扱事業者は、個人情報を取得		【公テ(4版)p.593】
	した場合は、速やかに、その利用		
10	目的を、本人に通知し、または公		
10	表しなければならないとされてい		
	るが、あらかじめその利用目的を		
	公表している場合は除かれてい		
	る。		

	問題	正 答	解説
	個人情報保護法において、個人情		法令に基づく場合や、人の生命、身
	報取扱事業者が、あらかじめ本人		体または財産の保護のために必要が
11	の同意を得ないで、個人データを	×	ある場合であって、本人の同意を得
11	第三者に提供することは一切禁止	^	ることが困難であるとき等、一定の
	されている。		場合は除かれている。
			【公テ(4版)p.594】
	個人情報保護法では、個人情報取		適切である。
	扱事業者が個人データを第三者に		【公テ(4版)p.595】
	提供したときは、個人データを提		
12	供した年月日、第三者の氏名また	\bigcirc	
	は名称その他の事項に関し、記録		
	を作成しなければならないとされ		
	ている。		

分野3 賃貸住宅管理業者登録制度に関する事項

	問題	正答	解説
	賃貸住宅管理業者登録制度は、任		適切である。
	意の制度であるため、登録を受け		【公テ(4版)p.89】
1	なくても賃貸住宅管理業を営むこ		
	とができる。		
	賃貸住宅管理業者登録制度は、貸		賃貸住宅管理業者登録制度は、貸
	主から委託を受けて行う賃貸住宅		主から委託を受けて行う賃貸住宅
	の管理に関する事務を対象として		の管理に関する事務と、住宅を転
2	おり、住宅を転貸する者が行う賃	×	貸する者が行う賃貸住宅の管理に
	貸住宅の管理に関する事務につい		関する事務の両方を対象としてい
	ては対象外である。		る。
			【公テ(4版)p.94】
	自ら所有する住宅を賃貸する業務		適切である。
	だけを行っている事業者の事務に		【公テ(4版)p.95】
3	ついては、賃貸住宅管理業者登録		
3	制度における管理事務には該当し		
	ないため、賃貸住宅管理業者の登		
	録を受けることはできない。		
	地方公共団体が運営する公営住宅		賃貸住宅である公営住宅の管理に
4	の管理は、賃貸住宅管理業者登録	×	ついても、賃貸住宅管理業者登録
4	制度の対象外である。	^	制度の対象となり得る。
			【公テ(4版)p.96】
	住宅を転貸する者(サブリース業		設問の事務は、基幹事務に該当す
	者)が、転借人(入居者)との転		るとされている。
	貸借契約において、貸主として転		【公テ(4版)p.97】
5	借人から家賃、敷金等を受領する	×	
	事務は、賃貸住宅管理業者登録制		
	度における基幹事務には該当しな		
	γ ₂ °		

	問題	正答	解説
	貸主の委託を受けて家賃保証会社		適切である。
	等がカード決済による家賃の集金		【公テ(4版)p.100】
	を行い、貸主または管理業者に送		
6	金する事務は、賃貸住宅管理業者		
	登録制度における基幹業務に該当		
	する。		
	経営規模や売上高にかかわらず、		適切である。
7	賃貸住宅管理業者登録制度に登録		【公テ(4版)p.106】
	することができる。		
	宅地建物取引業の免許がない者		宅地建物取引業の免許がない者で
8	は、賃貸住宅管理業者登録制度に	×	あっても登録は可能である。
	登録することはできない。		【公テ(4版)p.106】
	登録申請時点において、賃貸住宅		適切である。
9	の管理実績がない者であっても、		【公テ(4版)p.106】
9	賃貸住宅管理業者登録制度に登録		
	することができる。		
	賃貸住宅管理業者登録制度の登録		「6年」ではなく、「5年」であ
10	の有効期限は、6年である。	×	る。
			【公テ(4版)p.106】
	賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅管		適切である。
	理業者登録規程で定める管理事務		【公テ(4版)p.107】
11	に関し実務経験者等を事務所ごと		
11	に1名以上置かなければならない		
	が、事務所に置く実務経験者等は		
	専任である必要はない。		
	賃貸住宅管理業者の登録を受けよ		適切である。
	うとする者は、所定の事項を記載		【公テ (4版) p.108】
12	した登録申請書を、主たる事務所	\circ	
	を管轄する地方整備局等に提出す		
	る必要がある。		

	問題	正 答	解説
13	宅地建物取引業法に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は、賃貸住宅管理業者登録制度の欠格事由に該当し、登録を受けることができない。	×	「5年」ではなく、「2年」である。 【公テ (4版) p.110】
14	賃貸住宅管理業者の更新の登録を 受けようとする者は、有効期間満 了の90日前までに登録申請書を 国土交通大臣に提出しなければな らない。	×	「90 日前までに」ではなく、「90 日前から 30 日前までの間に」であ る。 【公テ (4版) p.111】
15	賃貸住宅管理業者登録規程第9条に基づく賃貸住宅管理業者から国土交通大臣への報告(いわゆる「9条報告」)は、毎事業年度の終了後60日以内に行わなければならない。	×	「60日」以内ではなく、「3月」以 内である。 【公テ (4版) p.113】
16	賃貸住宅管理業者登録規程第9条に基づく賃貸住宅管理業者から国土交通大臣への報告(いわゆる「9条報告」)またはこれらの写しは、国土交通省地方整備局等において、一般の閲覧に供されるため、貸主や借主だけでなく、入居予定者も閲覧が可能である。	0	適切である。 【公テ (4版) p.113】
17	賃貸住宅管理業者登録規程第9条 に基づく賃貸住宅管理業者から国 土交通大臣への報告(いわゆる 「9条報告」)には、受託契約件 数、受託戸数、受託棟数、受託契 約金額を記載しなければならな い。	×	「受託棟数」は記載内容に含まれていない。 【公テ (4版) p.113】

	問題	正 答	解説
	賃貸住宅管理業者登録規程第9条		適切である。
	に基づく賃貸住宅管理業者から国		【公テ(4版)p.113】
	土交通大臣への報告(いわゆる		
18	「9条報告」)には、従事従業員		
	数及び賃貸不動産経営管理士等の		
	実務経験者等の数を記載しなけれ		
	ばならない。		
	賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅管		閲覧させる必要はあるが、写しを
	理業者登録規程第9条に基づく賃		交付することまでは求められてい
	貸住宅管理業者から国土交通大臣		ない。
19	への報告(いわゆる「9条報	×	【公テ(4版)p.118】
19	告」)に係る書面をその事務所ご	^	
	とに備え置き、借主等の求めに応		
	じ、その写しを交付しなければな		
	らない。		
	賃貸住宅管理業者の従業者は、業		適切である。賃貸住宅管理業者の
	務を行うに際し、管理対象の賃貸		従業者は、業務を行うに際し、借
	住宅の近隣住民等から請求があっ		主等その他の関係者から請求があ
	たときは、従業者証明書を提示し		ったときは、従業者証明書を提示
20	なければならない。	\circ	しなければならないが、借主等そ
			の他の関係者の中には、「管理対象
			の賃貸住宅の近隣住民等」も含ま
			れる。
			【公テ(4版)p.120】
	賃貸住宅管理業者は、事務所ごと		賃貸住宅管理業者は、事務所ごと
	に公衆の見やすい場所に登録業者		に公衆の見やすい場所に「標識」
21	であることを示すシンボルマーク	×	を掲げなければならないとされて
41	を掲示しなければならない。		いるが、シンボルマークの掲示に
			ついては任意である。
			【公テ(4版)p.120】

	問題	正 答	解説
	賃貸住宅管理業者には、管理受託		借主に対しても、重要事項の説明
	方式とサブリース方式のいずれに		および書面の交付が義務付けられ
22	おいても、貸主に対する重要事項	×	ている。
22	の説明および書面の交付が義務付	^	【公テ(4版)p.122】
	けられているが、借主に対しては		
	必ずしも義務付けられていない。		
	賃貸住宅管理業者による貸主に対		認められている。ただし、ほかの
	する管理受託契約に関する重要事		管理業者に委託する場合には、「賃
	項の説明および書面の交付は、賃		貸不動産経営管理士等の説明およ
	貸住宅管理業者以外のほかの管理		び書面への記名押印については、
23	業者に委託することは認められて	×	賃貸住宅管理業者の責任におい
	いない。		て、賃貸不動産経営管理士等に行
			わせなければならない」とされて
			いる。
			【公テ (4版) p.123】
	賃貸住宅管理業者による貸主に対		必ず契約成立までに行う必要があ
	する管理受託契約に関する「重要		る。
24	事項の説明」は、やむを得ない事	×	【公テ(4版)p.123】
	情がある場合には、契約成立後に		
	行うことも可能である。		
	賃貸住宅管理業者による貸主に対		適切である。
	する管理受託契約に関する重要事		【公テ (4版) p.123】
25	項の説明および書面の交付は、必	\bigcirc	
	ずしも賃貸住宅管理業者の店舗や		
	事務所で行う必要はない。		
	賃貸住宅管理業者による貸主に対		適切である。「説明を受ける相手方
	する管理受託契約に関する「重要		からの依頼による場合等で相手方
	事項の説明」は、説明を受ける相		が十分に納得できる方法であれ
26	手方からの依頼があれば、必ずし	\circ	ば、重要事項の書面を事前に送付
	も対面で行わなくとも差し支えな		し、電話等により説明することも
	Λ ₂ °		可能である」とされている。
			【公テ(4版)p.124】

	問題	正 答	解説
27	賃貸住宅管理業者による貸主に対 する管理受託契約の成立時の書面 の交付は、対面で手渡す方法のほ か、郵送することも可能である。	0	適切である。 【公テ(4版)p.124】
28	賃貸住宅管理業者による貸主に対 する管理受託契約の成立時に交付 する書面については、賃貸住宅管 理業務を無償で行う場合には不要 とされている。	×	準則では、賃貸住宅管理業務を無 償で行う場合であっても書面の交 付は「必要」とされている。 【公テ(4版) p.126】
29	賃貸住宅管理業者による貸主に対 する管理受託契約の成立時に交付 する書面には、「管理事務の内 容」を記載する必要があるが、 「実施方法」については記載する 必要はない。	×	「管理事務の内容及び実施方法」 について記載する必要がある。 【公テ(4版)p.126】
30	賃貸住宅管理業者による貸主に対する管理受託契約の成立時に交付する書面には、「管理事務に要する費用」だけでなく、「その支払の時期及び方法」についても記載する必要がある。	0	適切である。 【公テ(4版)p.126】
31	賃貸住宅管理業者による貸主に対 する管理受託契約の成立時に交付 する書面については、賃貸住宅管 理業務処理準則に規定された所定 の様式により作成しなければなら ない。	×	準則では、必要事項が記載された書面を交付することが求められているが、その形式や様式については定められていない。 【公テ(4版) p.126】
32	賃貸住宅管理業者による貸主に対する管理受託契約に関する重要事項の説明書面と管理受託契約書面については、それぞれ別に作成し、交付する必要があり、両者をひとつの書面によって兼ねることは禁止されている。	×	準則では、両者をひとつの書面に よって兼ねることも可能とされて いる。 【公テ(4版)p.126】

	問題	正 答	解説
	賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を		適切である。なお、管理受託方式
	転貸するために自らを借主とする		においては、設問の事項は必要事
	賃貸借契約を締結しようとすると		項に含まれていない。
33	きは、貸主に対し、「借賃及び将		【公テ(4版)p.137】
33	来の借賃の変動に係る条件に関す		
	る事項」について、登録規程に規		
	定する実務経験者等をして、説明		
	させなければならない。		
	賃貸住宅管理業者登録制度におい		事務所ごとに帳簿を作成し、これ
	て、賃貸住宅管理業者は、その業		を保存しなければならない。
34	務について、帳簿を作成し、これ	×	【公テ(4版)p.137】
34	を保存しなければならないが、必	^	
	ずしも事務所ごとである必要はな		
	٧٠°		
	賃貸住宅管理業者登録制度におい		適切である。
	て、賃貸住宅管理業者は、管理受		【公テ(4版)p.137】
35	託契約および転貸に係る賃貸借契		
33	約を締結する度に、事務所ごとに		
	備える帳簿に必要事項を記載しな		
	ければならない。		
	賃貸住宅管理業者登録制度におけ		勧誘行為についても対象となると
36	る誇大広告禁止のルールは、広告	×	されている。
30	のみを対象としており、勧誘行為	^	【公テ(4版)p.139】
	については除かれている。		
	賃貸住宅管理業者登録制度におい		準則では、基幹事務を一括して他
	て、賃貸住宅管理業者は、管理受		の者に再委託することは禁止され
37	託契約に定めることにより、基幹	×	ている。
	事務を一括して他の者に再委託す		【公テ(4版)p.141】
	ることができる。		

	問題	正 答	解説
	賃貸住宅管理業者登録制度におい		適切である。
	て、賃貸住宅管理業者が、管理受		【公テ(4版)p.141】
	託契約によって管理業務を行うに		
38	あたり、借主から賃貸借契約に定	\circ	
	めのない金銭その他の財産を受領		
	したときは、貸主に対し、その旨		
	を通知しなければならない。		
	賃貸住宅管理業者登録制度におい		サブリース方式による管理事務の
	て、賃貸住宅管理業者が、サブリ		場合には、このような通知義務は
	ース方式による管理事務を行うに		ない。
39	あたり、転借人から賃貸借契約に	×	【公テ(4版)p.141】
	定めのない金銭その他の財産を受		
	領したときは、賃貸人に対し、そ		
	の旨を通知しなければならない。		
	賃貸住宅管理業者登録制度におい		貸主に対する管理事務の報告につ
	て、賃貸住宅管理業者は、毎月1		いては、「定期的に」行えばよく、
40	回、管理受託契約または賃貸借契	×	その頻度や時期は定められていな
40	約を締結した貸主に対し、管理事	^	<i>γ</i> , γ,
	務に関する報告をしなければなら		【公テ(4版)p.143】
	ない。		
	賃貸住宅管理業者登録制度におい		「契約が終了する2週間前まで
	て、賃貸住宅管理業者は、管理受		に」ではなく、「遅滞なく」であ
	託契約の終了により管理事務が終		る。
41	了するときは、契約が終了する2	×	【公テ(4版)p.143】
	週間前までに、賃貸住宅の借主に		
	対し、その旨を通知しなければな		
	らない。		
	賃貸住宅管理業者登録制度におい		適切である。
	て、賃貸住宅管理業者は、正当な		【公テ(4版)p.143】
	理由がなく、その業務に関して知		
42	り得た秘密を漏らしてはならない	\circ	
	が、これは、賃貸住宅管理業者で		
	なくなった後においても同様であ		
	る。		

	問題	正 答	解説
	賃貸住宅管理業者登録制度におい		賃貸住宅管理業者は、従業員に対
	て、賃貸住宅管理業者は、従業員		し、必要な研修を受けさせるよう
43	に対し、管理事務の適切な処理を	×	努めなければならないとされてい
43	図るため、年に1回以上必要な研		るが、これは管理業者の努力義務
	修を受けさせなければならない。		である。
			【公テ(4版)p.144】

分野4 管理業務の受託に関する事項

	問題	正 答	解説
	滞納家賃の督促業務に関して、借		適切である。
	主が支払いを拒否して既に紛争と		【公テ (4版) p.223】
	なっているにもかかわらず、賃貸		
1	管理業者が内容証明郵便により督		
1	促を行う行為は、弁護士法第 72		
	条に規定される法律事務に該当		
	し、弁護士法違反となる可能性が		
	ある。		
	貸主が、賃貸管理業務を管理業者		「請負」ではなく、「委任」に該当
2	に委託することは、民法上の請負	×	する。
	に該当する。		【公テ(4版)p.238】
	民法の定めによると、請負は、仕		適切である。
	事の完成を目的としている一方、		【公テ (4版) p.238】
3	委任は、法律行為または事実行為		
3	をすることが目的であり、請負と		
	は異なり、委託された仕事の完成		
	が目的となっている訳ではない。		
	民法の定めによると、管理受託契		たとえ、無償で管理業務の受託を
	約においては、管理業者が、無償		受けたとしても善管注意義務を負
4	で管理業務の受託を受けた場合に	×	うと解されている。
	は、善管注意義務を問われること		【公テ(4版)p.240】
	はない。		
	民法の定めによると、賃貸住宅管		適切である。
	理業者が集金した賃料から利息が		【公テ(4版)p.241】
5	発生した場合には、この利息は果		
3	実にあたるため、貸主に賃料に加		
	え、利息の引き渡しも行なわなけ		
	ればならない。		
	民法の定めによると、賃貸住宅管		適切である。
	理業者が、受託した業務を第三者		【公テ(4版)p.241】
6	に再委託するためには、委託者で	\bigcirc	
	ある貸主の承諾を得ることが必要		
	である。		

	問題	正 答	解説
7	民法の定めによると、受任者は、 原則として、委任事務を履行した 後でなければ報酬を請求すること ができない。	0	適切である。 【公テ(4版)p.242】
8	民法の定めによると、管理受託契約は、賃貸住宅管理業者が破産手続きの開始の決定を受けた場合には、当然に終了するため、貸主たる委託者が自ら解約の申入れを行う必要はない。		適切である。 【公テ (4版) p.244】
9	民法の定めによると、管理受託契約は、賃貸住宅管理業者または貸主たる委託者が後見開始の審判を 受けた場合には、当然に終了する。	×	受託者が後見開始の審判を受けた場合には、終了事由に該当するが、委託者が後見開始の審判を受けたことは、契約の終了事由には該当しない。 【公テ(4版)p.244】
10	民法の定めによると、賃貸管理に おいて、貸主たる委託者が死亡し た場合には、相続人が当然に委任 契約を承継する。	×	貸主が死亡した場合には、相続人 に承継する旨の特約がない限り、 委任契約は終了する。 【公テ(4版) p.245】
11	平成30年3月に策定・公表された「賃貸住宅標準管理委託契約書」では、賃貸住宅管理業者は、依頼者に対して、少なくとも3か月前に文書により解約の申入れを行うことにより、この契約を終了させることができる。	0	適切である。 【公テ (4版) p.256】
12	住宅宿泊事業のうち、居室数5を 超える家主居住型および狭義の家 主不在型の住宅宿泊事業者につい ては、住宅宿泊管理業務を委託す る必要はない。	×	住宅宿泊事業のうち、居室数5を超える家主居住型および狭義の家主不在型の住宅宿泊事業者については、住宅宿泊事業法において、住宅宿泊管理業務を委託することが義務づけられている。 【公テ(4版)p.269】

	問題	正 答	解説
	住宅宿泊管理業を行うためには、		「観光庁長官」ではなく、「国土交
13	観光庁長官の登録を受けなければ	×	通大臣」である。
	ならない。		【公テ(4版)p.270】
	住宅宿泊管理業者は、管理受託契		適切である。
	約を締結したときは、委託者に対		【公テ(4版)p.272】
	し、管理受託契約の内容及びその		
14	履行に関する事項について、書面		
14	を交付して説明しなければならな		
	いが、書面の交付に代えて、電磁		
	的方法による情報の提供も認めら		
	れている。		
	住宅宿泊管理業者は、住宅宿泊事		適切である。
15	業者から委託された住宅宿泊管理		【公テ(4版)p.287】
15	業務の全部を他の者に再委託する		
	ことはできない。		
	サブリース方式による賃貸管理の		サブリース方式による賃貸管理の
	場合には、管理業者は、原賃貸人		場合には、管理業者は、原賃貸人
	と転借人それぞれの代理人として		と直接賃貸借契約を締結すること
16	賃貸借契約を締結することになる	×	になるため、原賃貸人との関係で
	ため、原賃貸人との関係におい		は、借主の立場に立つことにな
	て、借主の立場に立つことはな		る。
	٧٠°		【公テ(4版)p.287】
	サブリース方式による賃貸管理に		適切である。
17	おいては、貸主である所有者と借		【公テ(4版)p.289】
17	主である転借人との間に契約関係		
	は生じない。		
	サブリース方式による賃貸管理の		適切である。
	場合において、転借人である入居		【公テ(4版)p.290】
	者は、管理業者の履行補助者に該		
18	当するため、転借人である入居者	\circ	
	が過失に基づき賃貸物件を毀損し		
	た場合には、管理業者が原賃貸人		
	に対して責任を負うことになる。		

	問題	正 答	解説
	原賃貸借契約が終了した場合に、		有効である。
19	原賃貸人が転貸借契約を承継する	×	【公テ(4版)p.292】
	旨の特約は無効である。		
	サブリース方式による賃貸管理の		いずれか「少ない」ほうである。
	場合において、原賃貸人が転借人		【公テ(4版)p.292】
20	に請求できる賃料の範囲は、原賃	×	
20	貸借契約で定めた賃料の額と、転	^	
	貸借契約で定めた賃料の額のいず		
	れか多いほうである。		
	原賃貸借契約が転貸人の債務不履		適切である。
	行により解除された場合におい		【公テ(4版)p.294】
	て、原賃貸人が転借人に対して賃		
21	貸物件の返還を請求したときは、		
	転貸借契約は転貸人の転借人に対		
	する債務の履行不能により終了す		
	る。		
	原賃貸借契約が期間満了または解		適切である。
	約の申入れにより終了する場合に		【公テ(4版)p.295】
22	おいて、原賃貸人は、原賃貸借の		
22	終了を転借人に通知すれば、通知		
	後6か月で転貸借契約を終了させ		
	ることができる。		
	原賃貸人と転貸人とが原賃貸借契		原賃貸借契約を合意解除により終
	約を合意解除により終了する場合		了する場合には、原賃貸人は、転
23	において、原賃貸人は、転借人に	×	借人に対してその旨を通知したと
23	通知することにより、原賃貸借の	^	しても、原賃貸借の終了を主張す
	終了を主張することができる。		ることができない。
			【公テ(4版)p.295】

分野5 借主の募集に関する事項

	問題	正 答	解説
	借主が入居するまでの募集業務に		貸主自らが行う場合には、借主が
	ついては、自ら借主の募集を行う		入居するまでの募集業務であって
1	貸主にも宅地建物取引業法が適用	×	も入居後の業務であっても宅地建
	される。		物取引業法は適用されない。
			【公テ(4版)p.318】
	宅地建物取引業の免許を有しない		適切である。募集業務は、宅地建
0	管理業者は、貸主から借主の募集		物取引業法の規制対象である。
2	業務を受託契約することができな		【公テ(4版)p.318】
	٧٠°		
	定期建物賃貸借契約は更新がない		再契約は新しい契約となるため、
	契約であるため、再契約を媒介す		再契約を媒介する業務について
3	る場合であっても、宅地建物取引	×	は、宅地建物取引業法の適用があ
	業法の適用はない。		る。
			【公テ(4版)p.318】
	平成 27 年度国土交通省の住宅市		物件情報収集方法で最も多いの
	場動向調査によると、民間賃貸住		は、「不動産業者」であり、次いで
	宅入居世帯における物件情報収集	×	「インターネット」となってい
4	方法で最も多いのは、「インター		る。なお、近年、インターネット
	ネット」である。		経由で収集する方法が増加傾向に
			あり、重要性が増している。
			【公テ(4版)p.320】
	管理業者が、借主の募集を外部に		借主の募集を外部に委託する場合
	委託する場合には、宅地建物取引		であっても、管理業者は、物件に
5	業法の適用を受けないので、物件		法的な問題がないかどうかを確認
)	に法的な問題がないかどうかを確	×	する必要がある。
	認することまでは求められていな		【公テ(4版)p.320】
	V20		
	物件の権利関係の調査にあたって		適切である。
6	は、登記上の名義人と貸主が異な		【公テ(4版)p.321】
6	らないかどうかを登記記録甲区に		
	よって確認する。		

	問題	正 答	解説
	分譲マンションの管理組合が管理		管理規約の内容は、借主にも効力
	規約を定めている場合において、		が及ぶため、管理業者は、借主が
	管理規約の内容は、借主には効力		遵守しなければならない事項につ
7	が及ばないため、借主の募集にあ	×	いて確認する必要がある。
	たり、管理業者が当該分譲マンシ		【公テ(4版)p.322】
	ョンの管理規約を確認する必要は		
	ない。		
	宅地建物取引業者である管理業者		適切である。
	が、公益社団法人首都圏不動産公		【公テ(4版)p.327】
	正取引協議会等の公正取引協議会		
8	の構成団体に所属する場合には、	\bigcirc	
	「不動産の表示に関する公正競争		
	規約」に従って、募集広告を作成		
	する必要がある。		
	「不動産の表示に関する公正競争		「不動産の表示に関する公正競争
	規約」では、建築後1年を経過し		規約」において、中古賃貸マンシ
	ているものであっても、居住の用		ョンとは、「建築後1年を経過し、
	に供されていないものは、中古賃		または居住の用に供されたことが
9	貸マンションには該当しないとさ	×	あるマンションであって、住戸ご
	れている。		とに、賃貸するもの」とされてい
			る。
			【公テ(4版)p.328】
	「不動産の表示に関する公正競争		「不動産の表示に関する公正競争
	規約」では、「自転車による所要		規約」では、「自転車による所要時
4.0	時間は、道路距離 500m につき 1		間は、道路距離を明示して、走行
10	分間を要するものとして算出した	×	に通常要する時間を表示するこ
	数値を表示すること」とされてい		と」とされている。
	ప .		【公テ(4版)p.329】
	「不動産の表示に関する公正競争		適切である。
	規約」では、「物件は存在する		【公テ(4版)p.330】
11	が、実際には取引の対象とはなり		
	得ない物件」については、広告表		
	示することが禁止されている。		

	 問 題	正 答	解説
	すでに契約済みで、取引ができな		適切である。
	くなっている物件であるにもかか		【公テ(4版)p.330】
10	わらず、更新予定日を過ぎてな		
12	お、インターネットで広告表示を		
	続けることは、いわゆる「おとり		
	広告」に該当する。		
	入居審査にあたっては、住民票の		住民票の写しを入手したかどうか
	写しを入手することによって、実		にかかわりなく、実際に申込みを
13	際に申込みを行っている人物が、		行っている人物が、書類上の申込
13	書類上の申込者と同一であるかど	×	者と同一であるかどうかについて
	うかについての確認を省略するこ		の確認を省略すべきではない。
	とができる。		【公テ(4版)p.334】
	入居審査にあたっては、申込者の		これらの情報は、賃料と年収のバ
	職業、年齢、家族構成、年収など		ランスが申込物件にあった妥当な
14	の個人情報は、申込物件とは直接	×	ものであるかを確認する上で、収
	関わりがないため、収集すべきで		集すべき情報である。
	はない。		【公テ(4版)p.334】
	外国人登録制度の廃止にともな		適切である。
15	い、外国人であっても住民票の発		【公テ(4版)p.335】
	行を受けることができる。		
	入居者決定にあたっては、建物賃		決定にあまり時間をかけると、借
	貸借契約の場合には、簡単に契約		受希望者がほかの物件を借りてし
16	を解除することができないため、	×	まうこともあり得るため、慎重さ
	十分に時間をかけ、慎重に判断す		と迅速さの両方が求められる。
	ることが最も重要である。		【公テ(4版)p.336】
	管理受託方式において、管理業者		これらのことを最終的に判断する
	は、借受希望者が入居するのにふ		のは、「貸主」である。
17	さわしい人物かどうかや、交渉の		【公テ(4版)p.337】
17	結果出てきた入居条件が妥当かど	×	
	うかなどを最終的に判断しなけれ		
	ばならない。		
	サブリース方式において、入居者		適切である。
10	を最終的に決定する権限があるの		【公テ (4版) p.337】
18	は、転貸人である管理業者であ		
	る。		

	問題	正 答	解説
	賃貸借契約は、貸主と借主との合		借受希望者への入居審査結果の報
	意で成立する諾成契約であるた		告は、最終的に「書面」で通知す
19	め、借受希望者への入居審査結果	×	ることが望ましい。
19	の報告は、最終的に、電話連絡	^	【公テ(4版)p.338】
	等、口頭で通知することが望まし		
	<i>۷</i>		
	入居審査の結果、入居を断る場合		借受希望者に返却すべきである。
	には、借受希望者から提出のあっ		【公テ(4版)p.338】
20	た入居申込書等の書類について	×	
20	は、個人情報保護の観点から必ず	^	
	シュレッダー等で確実に破棄しな		
	ければならない。		
	管理業者が、入居審査にあたり収		適切である。
21	集した個人情報を取り扱うにあた		【公テ(4版)p.591】
21	っては、その利用目的をできる限		
	り特定しなければならない。		

分野7 管理実務に関する事項

	問題	正答	解説
	管理業者は、火災や水漏れ、ガス		適切である。
	漏れ等の緊急を要する場合には、		【公テ (4版) p.550】
	やむを得ずマスターキーを使って		
1	借主の居室に入室することがある		
	旨を、借主に説明をして了解を得		
	たうえで特約として契約書に記載		
	しておくことが望ましい。		
	ピッキングに対する防犯性能の向		適切である。
	上に伴い、現在、最も普及してい		【公テ (4版) p.551】
2	る錠(シリンダー)は、ロータリ		
	ー(U9)シリンダーである。		
	借主が鍵を紛失して鍵交換を行う		設問の場合には、借主に鍵交換費用
	場合や、借主からの特別な依頼に		の負担を求めることができる。
	基づく場合であっても、鍵の交換		【公テ (4版) p.551】
3	は貸主の負担で行うべきであるた	×	
	め、借主に鍵交換費用の負担を求		
	めることはできない。		
	鍵の交換は、借主の責任で行うべ		鍵の交換は、貸主の責任において行
	きであるため、貸主が鍵を交換せ		うべきであり、交換を怠った結果、
	ずに新しい借主に物件を引渡した		盗難等のトラブルが発生した場合に
1	結果、盗難等のトラブルが発生し	×	は、管理業者は「借主が安全に居住
4	たとしても管理業者が責任を問わ	^	できるように管理する責任」を怠っ
	れることはない。		たとして、責任を問われることもあ
			り得る。
			【公テ (4版) p.552】
	鍵の交換は、前の借主の退去後リ		リフォーム時に鍵を交換し、その
	フォーム時に併せて行うことが望		後、複数の入居希望者に物件を紹介
	ましい。		した場合などにおいて、借主が入居
5		×	した後でトラブルが発生する可能性
			があるため、「実際に入居する借主
			が決定した後」とすることが望まし
			V3°
			【公テ (4版) p.552】

	問題	正 答	解説
	生活騒音に関するクレームを受け		音の感じ方には個人差があるため、
	た場合には、直ちに騒音の発生源		クレームを鵜呑みにせず、実際によ
6	を特定し、本人に注意すべきであ	×	く確かめてから行動を起こすべきで
	る。		ある。
			【公テ(4版)p.554】
	建物の共用部分に私物が放置され		まずは、所有者の把握に努め、所有
7	ている場合には、管理業者は、発	×	者が判明した場合には、本人に直接
1	見し次第、速やかに撤去すべきで	×	撤去を求めるべきである。
	ある。		【公テ(4版)p.555】
	分譲マンションの場合、借主は、		借主も共用部分の管理規約上のルー
	共用部分の管理等に関する管理規		ルに従う必要がある。よって、契約
8	約上のルールに従う必要はないた	×	書に管理規約の遵守を明記のうえ、
0	め、「入居のしおり」等を配布し	^	管理規約のコピーを渡すことが望ま
	ておけばよい。		しい。
			【公テ(4版)p.556】
	管理員が置かれていない建物で		最初に消防署に通報すべきである。
	は、警報盤や借主から火災発生の		【公テ(4版)p.559】
9	通報を受けた場合には、通報を受	×	
	けた者は、直ちに管理業者に通報		
	する。		
	管理員が置かれていない建物で地		管理員が置かれていない建物では、
	震発生した場合には、たとえ震災		震災後できるだけ早く対象の建物を
10	後であっても、建物が倒壊するお	×	訪れて被害状況の把握に努め、その
	それがあるため、決して建物に近		復旧や後片付けを行う必要がある。
	づいてはならない。		【公テ (4版) p.560】
	借主から空き巣被害の連絡があっ		管理業者は、借主の補償手続きにつ
	た場合において、管理業者は、貸		いても支援すべきである。
11	主と相談して早急に対策を講じる	~	【公テ (4版) p.561】
11	必要があるが、借主が加入してい	×	
	る保険の内容を調べて、その補償		
	手続きまで支援する必要はない。		

	問題	正 答	解説
	除草剤の散布にあたっては、入居		適切である。
	者ばかりでなく、近隣住民にも事		【公テ(4版)p.562】
12	前通知を行い、洗濯物やペットの	\circ	
	屋内への一時退避などの協力を求		
	めるべきである。		
	耐震診断義務化の対象となる塀の		適切である。
13	所有者は、各自治体が耐震改修促		【公テ(4版)p.564】
13	進計画で定める期間内に耐震診断		
	結果を報告しなければならない。		
	脚立を使用する作業を行うにあた		適切である。
14	り、転倒等の危険を感じるとき		【公テ(4版)p.566】
14	は、一人ではなく、複数人で作業		
	を行うべきである。		
	台風シーズン前のドレイン周りの		台風シーズン前のドレイン周りのゴ
	ゴミとりは、臨時清掃業務であ		ミとりは、定期清掃業務と言え、定
15	り、計画的に行なうことが難しい	×	期的に計画性をもって実施すべきで
13	ため、実施の必要性について、台		ある。
	風発生の都度、貸主と相談すべき		【公テ(4版)p.567】
	である。		
	空き家対策上、内見希望者に暗証		適切である。
	番号など室内への入り方を伝える		【公テ(4版)p.580】
16	だけで、管理業者や仲介業者が同	\circ	
	行しないことは、厳に慎むべきで		
	ある。		
	管理業務の一部をアウトソーシン		管理業務をアウトソーシングするこ
	グするメリットとして、業務量の		とによって、情報漏洩のリスクが高
17	調整が可能になり、コストの削減	×	まるおそれがある。
	や情報漏洩リスクが抑えられるこ		【公テ(4版)p.585】
	となどが挙げられる。		
	管理業務の一部をアウトソーシン		適切である。
18	グすることによって、自社内に業		【公テ(4版)p.585】
	務のノウハウが蓄積されないとい		
	うデメリットがある。		

	問題	正答	解説
19	近年、ロボットによる自動清掃や 防犯対策などの技術革新を用いた 管理手法は、これまでの管理業務	0	適切である。 【公テ(4版)p.587】
	を労働集約型から知識集約型へ転換させるものとして注目されつつある。		
20	経済事情の変動その他の要因により、現在の賃料が不相当となった場合には、賃貸人または賃借人は、その要因が発生した時点に遡って賃料の増額または賃料の減額の請求をすることが可能である。	×	賃料増減請求は、「将来に向かって」賃料の増減を請求することができる。 【公テ(4版) p.612】
21	賃貸増額請求権の行使にあたり、 賃貸人が複数いる場合には、共有 持分の価格に従い、その過半数に より、権利を行使しなければなら ないと解されている。	0	適切である。 【公テ (4版) p.612】
22	賃料増減請求は、賃貸人と賃借人の間で合意が成立しなければ、直ちに裁判所に訴えを起こすことができる。	×	賃料増減請求については、調停前置主義が採られており、裁判所に訴える前に調停を申し立てなければならない。 【公テ(4版) p.613】
23	賃料の増額について、当事者間で協議が調わないときは、裁判が確定するまでの間、賃借人は、賃貸人が相当と認める額の賃料を支払わなければならない。	×	賃借人は、自らが相当と認める額の 賃料を支払えば足りる。 【公テ(4版)p.613】
24	賃料の減額について、当事者間で協議が調わないときは、裁判が確定するまでの間、賃貸人は、自らが相当と認める額の賃料を請求することができる。	0	適切である。 【公テ(4版)p.613】

	 問 題	正 答	解説
	賃料の減額を争う裁判が確定した		「14.6%」ではなく、「1割」であ
	場合において、既に支払いを受け		る。
	た賃料が、正当とされた賃料の額		【公テ (4版) p.613】
25	を超えるときは、賃貸人は、その	×	
	超過額に年 14.6%の割合による利		
	息を付してこれを賃借人に返還し		
	なければならない。		
	未払賃料を回収するために、鍵の		このようなことは違法であり、して
	交換やドアの鍵の部分にカバーを		はならない。
26	かけるなどの方法により、賃借人	×	【公テ (4版) p.616】
	が室内に立ち入ることができない		
	状態にすることは問題ない。		
	賃貸借契約書において、「賃料を		適切である。
	滞納した場合、貸主は鍵を交換す		【公テ (4版) p.620】
27	ることができる」旨の規定をする	\bigcirc	
	ことは、自力救済に該当し、無効		
	とされる可能性が高い。		
	建物の明渡し後に借主の残置物が		適切である。
	あった場合において、「明渡し期		【公テ(4版)p.623】
	限経過後は、残置物の所有権を放		
28	棄する」旨の念書があれば、粗大	\bigcirc	
	ゴミ程度のものであれば、貸主が		
	勝手に処分することも可能であ		
	る。		
	借主が家賃を滞納したまま、その		賃貸借契約が有効に解除された場合
	所在が3か月間不明なため、賃貸		であっても、法的手続きを踏まず、
29	借契約が有効に解除された場合に	×	勝手に部屋に立ち入ったり、残置物
29	は、貸主は、借主の部屋に立ち入		を処分することは、自力救済に該当
	り、残置物を処分することは可能		し、認められない。
	である。		【公テ (4版) p.623】
	内容証明郵便とは、いつ、いかな		「法務局」ではなく、「郵便局(日
30	る内容の郵便物を、誰が誰宛てに	×	本郵政株式会社)」である。
30	差し出したかを法務局が証明する		【公テ(4版)p.624】
	制度である。		

	問題	正 答	解説
31	公正証書により賃貸借契約書を作成すれば、賃料の不払いを理由に 建物明渡しの強制執行をすること ができる。	×	公正証書により強制執行ができるのは、金銭等の支払いを求める場合に限られており、賃貸借契約書を作成したとしても、不動産の明渡しの強制執行はできない。 【公テ(4版)p.625】
32	公正証書の原本は、原則として、 30年間公証役場に保管される。	×	「30 年間」ではなく、「20 年間」 である。 【公テ (4 版) p.625】
33	少額訴訟は、同一の簡易裁判所に おいて、同一の年に1回のみ選択 することができる。	×	「10回」まで選択することが可能 である。 【公テ (4版) p.627】
34	少額訴訟による証人尋問では、電 話会議方式も認められている。	0	適切である。【公テ (4版) p.628】
35	少額訴訟において、裁判所は、と くに必要がある場合には、判決の 言渡しの日から1年を超えない範 囲で、支払猶予または分割払いの 定めをすることができる。	×	「1年」ではなく、「3年」である。 【公テ (4版) p.628】
36	強制執行は、債務名義によって行われるが、債務名義には、確定判決、和解調書、調停証書などがある。	0	適切である。 【公テ(4版)p.633】
37	強制執行を行うための債務名義には、裁判所の書記官または公証人が強制執行をしてもよいことを認める執行文が付されていなければならない。	0	適切である。 【公テ(4版)p.633】
38	税務上、賃料は、実際に入金が無くても計上すべき時期が来たら、 未収賃料として損益計算書に計上 する必要がある。	×	「損益計算書」ではなく、「貸借対 照表」である。 【公テ(4版)p.637】

	 問 題	正 答	解説
	敷金や保証金は、不動産の明渡し		名目上、敷金や保証金となっていて
	のときに返還されるものであるた		も、借主に返還しないことが確定し
39	め、返還しないことが確定してい	×	ている部分については、返還しない
39	る部分も含めて、すべて預り金に		ことが確定したときに収入に計上す
	計上する必要がある。		る。
			【公テ (4版) p.638】
	個人の場合、回収が不能となった		適切である。
	賃料は、不動産所得の金額の計算		【公テ (4版) p.638】
40	上、原則として、その損失が生じ	\circ	
	た日の属する年分の必要経費に算		
	入する。		
	回収不能となった賃料を貸倒損失		適切である。
	として経理処理するためには、税		【公テ (4版) p.638】
41	務上、客観的に貸倒れとなってい		
41	ることを認識できる事実が必要で		
	あり、単に滞納期間が長いという		
	だけでは十分でない。		
	原状回復の取扱いについては、国		ガイドラインと異なる内容のものを
	土交通省が公表している「原状回		契約書に定めることも可能である。
42	復をめぐるトラブルとガイドライ	×	【公テ (4版) p.646】
12	ン(再改訂版)」と異なる内容の		
	ものを契約書に定めることは禁止		
	されている。		
	「原状回復をめぐるトラブルとガ		借主の「故意」や「過失」だけでな
	イドライン(再改訂版)」による		く、「善管注意義務違反」や「その
43	と、借主が原状回復義務を負うの	×	他通常の使用を超えるような使用」
	は、故意や過失による損耗や毀損		による場合も含まれる。
	に限られている。		【公テ(4版)p.647】
	「原状回復をめぐるトラブルとガ		適切である。
	イドライン(再改訂版)」による		【公テ(4版)p.648】
	と、震災等の不可抗力による損耗		
44	や、借主と無関係な第三者がもた	\circ	
	らした損耗等の補修費や修繕費等		
	については、借主の負担とするこ		
	とができない。		

	問題	正 答	解説
	「原状回復をめぐるトラブルとガ		適切である。
	イドライン(再改訂版)」による		【公テ(4版)p.649】
	と、「借主の住まい方、使い方次		
45	第で発生したりしなかったりする		
43	と考えられるもの(明らかに通常		
	の使用等による結果とはいえない		
	もの)」については、借主に負担		
	義務がある。		
	「原状回復をめぐるトラブルとガ		借主によるその後の管理が悪いため
	イドライン(再改訂版)」による		に、損耗が発生または拡大したと考
	と、「借主が通常の住まい方、使		えられるものについては、借主に負
46	い方をしていても発生するもの」	×	担義務がある。
40	については、借主によるその後の	^	【公テ(4版)p.649】
	管理が悪く、損耗が発生または拡		
	大したと考えられるものであって		
	も、借主は負担義務を負わない。		
	「原状回復をめぐるトラブルとガ		適切である。
	イドライン(再改訂版)」による		【公テ(4版)p.649】
	と、ガイドラインの事例は、あく		
47	までも一般的な事例を想定したも		
47	のであり、個々の事象において		
	は、「損耗の程度を考慮し、賃借		
	人の負担割合等についてより詳細		
	に決定することも可能」である。		
	「原状回復をめぐるトラブルとガ		「貸主」負担が妥当とされている。
	イドライン(再改訂版)」による		【公テ (4版) p.651】
48	と、家具の設置による床やカーペ	×	
	ットのへこみや設置跡について		
	は、借主負担が妥当とされる。		
	「原状回復をめぐるトラブルとガ		「貸主」負担が妥当とされている。
	イドライン(再改訂版)」による		【公テ (4版) p.653】
49	と、下地ボードの張替えが不要な	×	
47	程度の画鋲やピン等による壁の穴		
	については、借主負担が妥当とさ		
	れる。		

	問題	正 答	解説
50	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」によると、ペットによる柱等のキズは、借主負担が妥当とされるが、臭いについては、貸主負担が妥当とされる。	×	いずれも「借主」負担と判断される 場合が多いとされている。 【公テ (4版) p.654】
51	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」によると、戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草の除去については、借主負担が妥当とされる。	0	適切である。 【公テ(4版)p.655】
52	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」によると、破損や紛失によらない鍵の取替えについては、貸主負担が妥当とされる。	0	適切である。 【公テ(4版)p.655】
53	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」によると、喫煙等による臭い等の付着がない場合であっても、エアコンの内部洗浄については、借主負担が妥当とされる。	×	喫煙等による臭い等の付着がない場合のエアコンの内部洗浄については、「貸主」負担が妥当とされる。 【公テ(4版) p.655】
54	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」によると、風呂、トイレ、洗面台の水垢やカビ等については、それが使用期間中の清掃や手入れを怠った結果生じたものである場合には、借主負担が妥当とされる。	0	適切である。 【公テ (4版) p.655】
55	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」によると、借主の故意または過失による損耗については、建物の設備等の経過年数を考慮せず、借主に負担させることが適当である。	×	たとえ、借主の故意または過失であっても、建物や設備の経過年数を考慮して、年数が多いほど借主の負担割合を減らすことが適当であるとされている。 【公テ(4版)p.656】

	問題	正 答	解説
56	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」によると、経過年数を超えた設備等については、賃借人が故意または過失によって設備等を破損し、使用不能としてしまった場合であっても、賃借人に工事費や人件費等を負担させることは妥当でない。	×	経過年数を超えた設備等であっても、継続して設備として使用可能な場合には、本来機能していた状態まで戻すための費用については、賃借人に負担させることが妥当であると考えられる。 【公テ(4版) p.657】
57	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」によると、襖紙や障子紙、畳表に関しては、消耗品としての性格が強いため、張替え等の費用を借主に負担させるにあたり、経過年数を考慮する必要はない。	0	適切である。 【公テ (4版) p.659】
58	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」によると、カーペットやクッションフロアに関しては、6年で残存価値が1円となるような直線または曲線を想定して、賃借人の負担割合を算定する。	0	適切である。 【公テ (4版) p.660】
59	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」によると、フローリングの毀損部分を部分的に補修する場合には、経過年数を考慮せず、賃借人の負担割合を算定する。	0	適切である。 【公テ(4版)p.660】
60	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」によると、クロスに関しては、張替え等の費用を借主に負担させるにあたり、経過年数を考慮する必要はない。	×	6年で残存価値が1円となるような 直線または曲線を想定して、賃借人 の負担割合を算定する。 【公テ(4版) p.660】

	問題	正答	解説
	「原状回復をめぐるトラブルとガ		適切である。
	イドライン(再改訂版)」による		【公テ(4版)p.661】
61	と、クリーニングに関しては、経	\circ	
	過年数は考慮しないとされてい		
	る。		
	「原状回復をめぐるトラブルとガ		適切である。
	イドライン(再改訂版)」による		【公テ (4版) p.662】
62	と、クロスの張替えに関しては、		
02	毀損箇所を含む一面分の張替え費		
	用を借主の負担とすることが妥当		
	である。		
	「原状回復をめぐるトラブルとガ		設問の場合には、借主負担とするこ
	イドライン(再改訂版)」による		とが妥当と考えられる。
	と、喫煙等により居室全体のクロ		【公テ (4版) p.662】
63	ス等がヤニで変色したり、臭いが	×	
	付着したりした場合であっても、		
	居室全体のクリーニングやクロス		
	等の張替え費用を借主負担とする		
	ことは妥当でない。		
	原状回復について、「原状回復を		借主の「明確な合意」が必要である
	めぐるトラブルとガイドライン		とされている。
	(再改訂版)」の内容と異なる特	×	【公テ (4版) p.668】
64	約を設ける場合には、特約の内容		
	が賃貸借契約書の条項に具体的に		
	明記されていれば、借主の「明確		
	な合意」までは必要ないとされて		
	いる。		
	「原状回復をめぐるトラブルとガ		「原状回復の積算明細等に関する様
	イドライン(再改訂版)」による		式」に記載する原状回復工事費用の
	と、「原状回復の積算明細等に関		単価については、あくまでも「目
65	する様式」に記載する原状回復工	×	安」とされている。
05	事費用の単価については、退去時		【公テ (4版) p.668】
	の状況にかかわらず、契約時の単		
	価よりも高い金額に変更すること		
	は許されない。		

分野 6 賃貸借契約に関する事項

	問題	正 答	解説
	賃貸借契約は、書面により合意の		賃貸借契約は、諾成契約であるた
	上、物件の引き渡しをしなければ、		め、書面による合意や、物件の引
1	その効力を生じない。	×	き渡しがなくても、その効力を生
			じる。
			【公テ(4版)p.356】
	賃貸住宅標準契約書には、更新料の		適切である。
2	支払が全国的な慣行ではないとの理		【公テ(4版)p.371】
2	由により、更新料の授受に関する規		
	定は定められていない。		
	賃貸住宅標準契約書には、敷金以外		適切である。
	の一時金の授受が全国的な慣行では		【公テ(4版)p.379】
3	ないとの理由により、敷引及び保証	\bigcirc	
	金に関する規定は定められていな		
	٧٥°		
	賃貸住宅標準契約書には、借主から		適切である。賃貸住宅標準契約書
	の解約に関する規定が定められてい		では、貸主からの解約を認める特
4	るが、貸主からの解約を認める規定		約を別途定めない限り、貸主から
4	は定められていない。		の一方的な解約はできないことに
			なっている。
			【公テ (4版) p.399】
	民法の定めによると、連帯保証人が		民法では、連帯保証人が保証する
	保証すべき債務の範囲は、賃貸借契		債務の範囲は、賃貸借契約に係る
	約に係る借主の債務に限られてい		借主の債務のほか、債務に関する
5	る。	×	利息、違約金、損害賠償その他の
			債務に従たるすべてのものを含む
			と解されている。
			【公テ (4版) p.420】
	賃貸借契約と同時に設定される「期		適切である。
6	間満了時に賃貸借を解約する」旨の	\circ	【公テ (4版) p.428】
	特約は無効とした裁判例がある。		

	問 題	正答	解説
7	使用貸借契約は、目的物が建物である場合には、借地借家法の適用を受ける。	×	たとえ、目的物が建物であって も、使用貸借契約には、借地借家 法は適用されない。 【公テ(4版) p.429】
8	使用貸借契約では、借主が死亡する と契約は終了するが、貸主が死亡し ても契約は終了しない。	0	適切である。 【公テ (4版) p.429】
9	使用貸借契約は、借主が無償で目的 物を使用、収益できる点で賃貸借契 約とは異なる。	0	適切である。 【公テ(4版)p.430】
10	使用貸借契約は、期間を定めたとき は、その期間が満了することによっ て終了するが、終了にあたっては、 正当事由が必要である。	×	使用貸借契約では、正当事由も必要ない。 【公テ(4版) p.430】
11	一時使用のために建物の賃貸借をしたことが明らかな場合には、借地借家法は適用されないため、書面によらない契約によって賃貸借契約を締結することも可能である。	0	適切である。 【公テ(4版)p.432】
12	終身賃貸借契約において、借主が死 亡した場合には、借主の相続人が賃 借権を承継する。	×	終身賃貸借契約は、借主が死亡したときに終了する。 【公テ(4版) p.434】
13	貸主が死亡した場合において、相続 人がいる場合には、相続人が貸主の 地位を承継することができるが、借 主が死亡した場合においては、相続 人がいることが明らかな場合であっ ても、相続人が借主の地位を承継す ることはない。	×	借主が死亡した場合においても、 相続人がいる場合には、相続人が 借主の地位を承継することができ る。 【公テ(4版) p.435】
14	借主の死亡後、貸主の負担により賃貸不動産の修繕が必要となった場合には、借主と同居していた相続人のみが貸主に対して修繕を請求できる。	×	同居の有無にかかわらず、賃借権 を承継した相続人であれば、貸主 に対して修繕を請求することがで きる。 【公テ(4版) p.435】

	問 題	正 答	解説
	相続人なく居住用の建物の借主が死		適切である。
	亡した場合において、その当時婚姻		【公テ(4版)p.436】
	又は縁組の届出をしていないが、借		
15	主と事実上夫婦または養親子と同様	\bigcirc	
	の関係であった同居者がいるとき		
	は、その同居者は、当該建物におけ		
	る借主の権利義務を承継する。		
	目的物の引渡し前に生じたものであ		適切である。
16	っても、引渡し時に借主の使用に適		【公テ(4版)p.439】
10	する状態にない場合には、貸主は修		
	繕義務を負うと解されている。		
	貸主の修繕義務は、廊下やエレベー		貸主の修繕義務は、共用部分にも
17	ターなどの共用部分には及ばないと	×	及ぶと解されている。
	解されている。		【公テ(4版)p.439】
	地震など天変地異や不可抗力により		借主の使用収益を妨げない場合
	賃貸不動産が破損した場合には、貸		や、修繕が物理的経済的に不可能
18	主は修繕義務を負わないと解されて	×	な状態でない限り、修繕義務を負
	いる。		うと解されている。
			【公テ(4版)p.440】
	貸主が通常行うべき修繕を怠り、借		設問の場合には、借主はその期間
	主が賃貸不動産をまったく使用する		の賃料の支払いを免れると解され
19	ことができなかった場合であって	×	ている。
	も、借主は、借受期間中の賃料につ		【公テ(4版)p.441】
	いては支払わなければならない。		
	貸主が通常行うべき修繕を怠り、借		適切である。
	主が貸主に代わって修繕のための必		【公テ(4版)p.443】
20	要費を負担した場合には、借主は貸	\circ	
	主に対して費用の償還を請求するこ		
	とができる。		
	貸主が賃貸不動産の雨漏りに対応す		賃貸不動産の現状を維持するため
	るため、借主に代わって修繕のため		の費用や通常の用法に適する状態
21	の必要費を負担した場合には、借主	×	にするための費用は、貸主が負担
1	の合意がなくても、貸主は借主に対		するのが原則である。
	して必要費の償還を請求することが		【公テ (4版) p.443】
	できる。		

	問題	正 答	解説
	借主が現状を維持するために必要費		適切である。
22	を負担した場合において、借主が請		【公テ(4版)p.443】
	求したにもかかわらず、貸主が支払		
22	いに応じない場合には、借主は、賃		
	貸借契約が終了した後も賃貸不動産		
	の明渡しを拒むことができる。		
	借主が物件の改良のために支出した		借主が物件の改良のために支出し
	費用については、貸主に対して直ち		た費用、いわゆる「有益費」につ
23	に支出した費用の償還を請求するこ	×	いては、契約終了時に物件の価格
23	とができる。	^	の増加が現存する場合に限り、請
			求することができる。
			【公テ(4版)p.443】
	造作買取請求権は、借主が買取請求		造作買取請求権は、借主が買取請
	の意思表示をし、貸主の承諾があっ		求の意思表示をし、その意思が貸
24	たときに造作の売買契約が成立す	×	主に「到達したとき」に造作の売
24	る。	^	買契約が成立する。貸主の承諾は
			不要である。
			【公テ(4版)p.444】
	造作買取請求権の規定は強行規定で		造作買取請求権の規定は「任意規
	あり、造作買取請求権を放棄する旨		定」であるため、造作買取請求権
25	の特約をしたとしても無効である。	×	を放棄する旨の特約は「有効」と
			されている。
			【公テ(4版)p.445】
	賃貸建物の一部が滅失その他の事由		設問の場合、賃料は、その使用お
	により使用および収益ができなくな		よび収益をすることができなくな
26	った場合において、それが借主の責	×	った部分の割合に応じて、当然に
20	めに帰すべき事由によるものでない	^	減額される。
	ときは、借主は、賃料全額の支払い		【公テ(4版)p.447】
	を免れる。		
	借主は、賃貸借契約終了後において		適切である。【公テ(4版)
	も、賃貸不動産の返還を行うまで		p.449]
27	は、善良な管理者の注意をもって、	\bigcirc	
	その賃貸不動産を保管する義務を負		
	う。		

	問題	正 答	解説
28	サブリース方式による賃貸管理において、転借人が失火により賃貸不動 産を滅失させた場合には、転借人が 債務不履行責任を負うため、管理業 者が責任を負うことはない。	×	サブリース方式による賃貸管理に おいては、転借人は履行補助者と されるため、転借人が失火により 賃貸不動産を滅失させた場合に は、管理業者が債務不履行責任を 負う。 【公テ(4版) p.449】
29	用法遵守義務違反による損害賠償請 求は、貸主が賃貸不動産の返還を受 けたときから3か月以内に行う必要 がある。	×	「3か月」以内ではなく、「1年」 以内である。 【公テ (4版) p.450】
30	貸主が賃貸不動産に修繕が必要なことを知らない場合には、借主は、遅滞なく、これを貸主に通知しなければならない。	0	適切である。 【公テ(4版)p.452】
31	貸主が、賃貸不動産について権利を 主張する第三者がいることを知らな い場合には、借主は、遅滞なく、こ れを貸主に通知しなければならな い。	0	適切である。 【公テ (4版) p.452】
32	貸主が、建物の保守点検等、賃貸不動産の保存に必要な行為をしようとするときは、借主はこれを拒むことができず、仮に拒んだ場合には、契約解除の理由となり得る。	0	適切である。 【公テ(4版)p.453】
33	賃貸借契約に定めがない場合であっても、借主が、貸主の承諾なく、賃借権を転貸した場合には、貸主は賃貸借契約を解除できるというのが民法の原則である。	0	適切である。 【公テ(4版)p.454】
34	民法では、賃料は先払いが原則であるため、特約がない限り、当月分の 賃料は、前月末日までに支払わなければならない。	×	民法では、「後払い」が原則である。 【公テ(4版) p.458】

	問題	正答	解説
	賃料債権は、賃貸人が権利を行使す		適切である。
25	ることができることを知った時から		【公テ(4版)p.459】
35	5年を経過したときは、時効によっ		
	て消滅する。		
	借主が滞納賃料の一部を支払った場		「費用」、「利息」、「元本」の順と
	合における弁済の充当の順番は、弁		なる。なお、合意があれば、合意
36	済充当についての合意がない場合に	×	の順となる。
	は、「元本」、「利息」、「費用」の順		【公テ(4版)p.459】
	となる。		
	貸主が賃料の受領を拒んでいる場		設問の場合、債務不履行責任を免
	合、借主は、弁済の準備をしたこと		れることはできても、賃料の支払
37	を通知し、その受領を貸主に催告す	×	義務まで免れることはできない、
	ることによって、賃料の支払義務を		【公テ(4版)p.460】
	免れることができる。		
	借主が過失なく賃料を支払うべき相		適切である。
	手を確知することができない場合に		【公テ(4版)p.461】
38	は、賃料を供託所に寄託することに	\circ	
	より賃料の支払義務を免れることが		
	できる。		
	賃貸不動産の借主が複数いる場合、		適切である。
	それぞれの借主が貸主に対して賃料		【公テ (4版) p.464】
39	全額の支払義務を負うため、貸主は		
37	借主全員に対して、賃料全額の支払		
	いを請求することができると解され		
	ている。		
	敷金契約は、賃貸借契約とは別の契		適切である。
40	約であるため、敷金契約のみを合意		【公テ(4版)p.466】
10	解約することは可能であると解され		
	ている。		
	敷金は、賃貸借契約締結と同時また		賃貸借契約の締結後に行うとする
41	は締結前に預け入れなければならな	×	合意も有効である。
	γ ₂ °		【公テ(4版)p.466】

	問 題	正 答	解説
	敷金返還請求権は、賃貸借契約が終		敷金返還請求権は、賃貸借契約が
	了したときに発生するため、借主		終了し、借主が賃貸不動産の明渡
	は、敷金の返還があるまで、賃貸不		しを完了したときに発生すると解
42	動産の明渡しを拒むことができる。	×	されているため、借主が賃貸不動
42		^	産の明渡しを行わない限り、敷金
			の返還を請求することができな
			<i>۷</i>
			【公テ (4版) p.466】
	敷金によって担保される借主の債務		適切である。賃貸借契約から生じ
	の範囲は、賃料の不払いに限らず、		る一切の債務とされている。
43	原状回復費や借主が無権限で行った	\bigcirc	【公テ(4版)p.467】
	工事の復旧費等も含まれると解され		
	ている。		
	借主は、賃貸借契約が終了し、賃貸		適切である。
44	不動産の明渡しを完了するまでは、		【公テ(4版)p.468】
44	貸主に対して敷金の返還を請求する		
	ことができない。		
	借主は、賃貸不動産の明渡し完了後		借主は、敷金返還請求権と賃料債
45	であれば、敷金返還請求権と賃料債	×	務との相殺を自ら主張することは
13	務との相殺を主張することができ	, ,	できない。
	る。		【公テ(4版)p.468】
	賃貸借契約の継続中に敷金返還請求		適切である。
	権が差し押さえられた場合であって		【公テ(4版)p.470】
	も、賃貸不動産の明渡しを受けるま		
46	での間に、借主に賃料の未払いがあ	\bigcirc	
	る場合には、貸主は、敷金から未払		
	賃料分を控除した額を差押債権者に		
	支払えば足りる。		
	定期建物賃貸借契約において、貸主		更新しない旨の通知をしていた場
	が借主に対して、期間満了の1年前		合であっても、期間満了後に借主
	から6か月前までの間に更新しない		が物件をそのまま継続して使用し
47	旨の通知をした場合には、期間満了	×	ている場合には、貸主が遅滞なく
	後に借主が物件をそのまま継続して		異議を述べなければ、契約は更新
	使用したとしても、契約は期間満了		したものとみなされる。
	により終了する。		【公テ(4版)p.482】

	問題	正 答	解説
	建物賃貸借契約が法定更新された場		適切である。
40	合には、契約の同一性が維持される		【公テ(4版)p.483】
48	ため、契約期間を除いて、それまで		
	と同様の契約となる。		
	建物賃貸借契約が法定更新された場		適切である。
49	合、その後の契約期間は、期間の定	\bigcirc	【公テ(4版)p.483】
	めのない契約となる。		
	賃貸借契約を合意更新する場合であ		賃貸借契約を合意更新する場合に
	っても、契約終了6か月前の通知は		は、契約書に特別の定めがない限
50	必要である。	×	り、契約終了6か月前の通知等の
			特別な手続きは不要である。
			【公テ (4版) p.483】
	賃貸借契約書に一義的かつ具体的に		適切である。
	記載された更新料条項については、		【公テ (4版) p.484】
51	更新料の額が高額過ぎるなどの特段		
	の事情がない限り、有効と解されて		
	いる。		
	定期建物賃貸借契約は、諾成契約で		定期建物賃貸借契約は、「更新がな
	あるため、書面により契約をしなく		く、期間の満了により終了する」
	ても、その効力を生じる。		旨を記載した書面により契約をし
52		×	なければ、その効力を生じない。
			なお、必ずしも公正証書で締結す
			る必要はない。
			【公テ(4版)p.486】
	書面によらず定期建物賃貸借契約を		書面によらず定期建物賃貸借契約
	締結した場合には、契約そのものが		を締結した場合には、更新がない
	無効となる。		旨を定めることはできないが、更
53		×	新がある普通建物賃貸借契約とし
			ての効力を有する。契約そのもの
			が無効となるわけではない。
			【公テ (4版) p.486】

	問題	正 答	解説
	定期建物賃貸借契約を締結しようと		契約書と別個独立した書面でなく
	するときに、貸主または貸主代理人		てはならないと解されている。
54	が借主に交付する事前説明書面は、	×	【公テ(4版)p.486】
	契約書とは別個独立した書面である		
	必要はない。		
	定期建物賃貸借契約を締結しようと		賃貸借の媒介業者が仲介者の立場
	するときは、貸主または貸主代理人		で重要事項説明を行なっただけで
	が借主に書面を交付して事前説明を		は、借地借家法に定める事前説明
55	行わなければならないが、賃貸借の	×	を行ったことにはならない。
33	媒介業者が仲介者の立場で宅地建物	^	【公テ(4版)p.486】
	取引業法に定める重要事項説明を行		
	なえば、この事前説明は不要であ		
	る。		
	普通建物賃貸借契約においては、契		定期建物賃貸借契約においては、
	約期間を1年未満とすることも認め		契約期間を1年未満とすることも
	られているが、定期建物賃貸借契約	×	認められているが、普通建物賃貸
56	では、期間の定めのない契約とみな		借契約では、期間の定めのない契
	される。		約とみなされる。記述が逆であ
			る。
			【公テ(4版)p.487】
	定期建物賃貸借契約において、契約		適切である。
57	期間が1年未満である場合には、期	\bigcirc	【公テ (4版) p.488】
	間満了により賃貸借が終了する旨の		
	通知をする必要はない。		
	定期建物賃貸借契約において、貸主		通知期間経過後に改めて契約が終
	が借主に対して、期間満了の1年前		了する旨を借主に通知することに
	から6か月前までの間に更新しない		より、通知後6か月を経過すれ
58	旨の通知をしなかった場合には、そ	×	ば、契約の終了を借主に対抗する
	の後に改めて契約が終了する旨を通		ことができる。
	知したとしても、契約の終了を借主		【公テ(4版)p.488】
	に対抗することができない。		

	問題	正 答	解説
	平成 12 年 3 月 1 日より前に締結さ		事業用建物の場合には可能である
	れた居住用建物の普通建物賃貸借契		が、居住用建物の場合は、たと
	約については、貸主と借主が合意す		え、貸主と借主が合意したとして
59	れば、これを終了させ、新たに定期	×	も、普通建物賃貸借契約を終了さ
	建物賃貸借契約を締結することがで		せて、新たに定期建物賃貸借契約
	きる。		を締結することはできない。
			【公テ(4版)p.488】
	定期建物賃貸借契約を再契約する場		再契約は、新たな契約であるた
	合において、再契約後の内容は、契		め、再契約後の契約内容は、当事
60	約期間を除き、前の契約と同一のも	×	者間の合意により自由に決めるこ
	のとしなければならない。		とができる。
			【公テ(4版)p.489】
	定期建物賃貸借契約において、再契		適切である。
	約後も賃借人の債務を保証人の保証		【公テ(4版)p.490】
61	の対象とするためには、再度、保証	\bigcirc	
	人と保証契約を書面により締結する		
	必要がある。		
	借地借家法の定めによると、更新の		適切である。
62	合意が成立しない場合には、賃貸借		【公テ(4版)p.496】
02	は期間満了によって終了する旨の特	O	
	約を定めても無効である。		
	期間の定めのある建物賃貸借契約に		適切である。
	ついて、貸主が更新を拒絶するため		【公テ(4版)p.497】
	には、建物の老朽化により大規模な		
63	修繕が必要になった場合であって	\circ	
	も、立退料の提供の申出その他の要		
	因を総合考慮して正当事由の有無が		
	判断される。		

	問題	正 答	解説
64	借地借家法の定めによると、法令により一定の期間を経過した後に建物を取り壊すべきことが明らかである場合には、建物を取り壊すべき事由を記載した書面による特約があれば、当該建物の取り壊し時に契約が終了する旨の定めをすることができる。	0	適切である。 【公テ (4版) p.498】
65	期間の定めのある建物賃貸借契約に おいて、期間内解約の条項がない場 合には、契約の当事者は、契約期間 の途中で契約を解除することはでき ない。	0	適切である。 【公テ(4版)p.499】
66	期間の定めのない建物賃貸借契約に おいて、借主から解約の申入れを行 った場合には、特約がない限り、解 約申入れの日から6か月を経過する ことで契約は終了する。	×	「6か月」ではなく、「3か月」で ある。 【公テ (4版) p.500】
67	借主の義務違反が重大であり、是正 の機会を与える必要がないほど賃貸 借関係の継続を著しく困難とさせる 不信行為がある場合には、例外的 に、貸主が賃貸借契約を無催告で解 除することができると解されてい る。	0	適切である。 【公テ (4版) p.502】
68	借主が賃料の支払いを怠った場合において、家賃保証会社が貸主に賃料相当額の支払いを行えば、貸主との関係では借主による賃料不払いの問題は生じないため、賃料の不払いによる契約解除は認められないと解されている。	×	保証会社による保証は、保証委託 契約に基づく保証の履行であり、 これにより、借主の賃料不払いの 事実が消えることはない。従っ て、それが当事者間の信頼関係を 破壊するに至るものであれば、契 約解除事由となり得ると解されて いる。 【公テ(4版) p.504】

	問 題	正 答	解説
	ペット禁止の特約に違反しただけで		適切である。
	は、直ちに契約解除事由とはなり得		【公テ(4版)p.504】
69	ないが、それが当事者間の信頼関係		
69	を破壊するに至るものであれば、契		
	約解除事由となり得ると解されてい		
	る。		
	借主が賃貸借を貸主に無断で転貸し		適切である。
	た場合であっても、それが当事者間		【公テ(4版)p.505】
70	の信頼関係を破壊するに至るもので	\bigcirc	
	なければ、契約解除事由とはなり得		
	ないと解されている。		
	契約解除の意思表示は、書面によら		契約解除の意思表示は、書面によ
71	なければ、その効力を生じない。	×	らず、口頭で行っても、その効力
/ 1		^	が認められる。
			【公テ(4版)p.505】
	契約解除の意思表示は、相手方の承		契約解除の意思表示は、相手方に
	諾がなければ、その効力を生じない		到達した時点で、その効力を生
72	ため、相手方の承諾があるまでは、	×	じ、また、撤回することもできな
	いつでも撤回することができる。		V3°
			【公テ(4版)p.505】
	借主の債務不履行を理由に解除権を		適切である。
	行使する場合には、原則として解除		【公テ(4版)p.505】
73	権を行使する前に催告を行うことが	\bigcirc	
	必要であるが、催告と同時に解除の		
	意思表示を行うことも認められる。		
	賃貸借契約の解除に関する事項は、		適切である。
	共有物の管理に関する事項に当たる		【公テ(4版)p.506】
	ため、賃貸不動産の貸主が共有者で		
74	ある場合には、共有持分の過半数を	\circ	
	有する共有者でなければ、解除権を		
	行使することができないと解されて		
	いる。		
	賃貸借契約の解除においては、解除		適切である。
75	の効果は将来に向かってのみ効力を	\circ	【公テ (4版) p.507】
	生ずる。		

	問 題	正 答	解説
	賃貸不動産が火災や地震によって滅		設問の場合には、建物賃貸借契約
	失し、使用および収益をすることが		自体が終了するため、貸主は修繕
76	できなくなった場合には、貸主は、	×	義務を負わない。貸主または借主
	賃貸不動産を修繕する義務を負う。	^	に帰責性がある場合には、損害賠
			償の問題となる。
			【公テ (4版) p.508】
	建物にあたらない駐車場施設であっ		建物にあたらない駐車場施設等に
	たとしても、賃貸借契約の更新を拒		ついては、借地借家法の適用を受
77	否するためには、正当な事由が必要	×	けないため、賃貸借契約の更新を
' '	である。	^	拒否するために正当な事由は不要
			である。
			【公テ(4版)p.508】
	借主が、賃貸借の対抗要件を備えて		設問の場合には、敷金についても
	いる場合において、その不動産が第		当然に承継される。
78	三者に譲渡されたときは、賃貸借契	×	【公テ(4版)p.519】
10	約における貸主の地位は、当然に第	^	
	三者に引き継がれるが、敷金につい		
	ては承継されない。		
	借主は、貸主の承諾があれば、賃借		適切である。
	権を第三者に譲渡することができる	\cap	【公テ(4版)p.523】
79	が、旧借主が預け入れした敷金につ		
19	いては、新借主には承継されないた		
	め、貸主には旧借主に対する敷金の		
	返還義務が生じる。		
	建物賃貸借において、抵当権が賃借		適切である。
	権の対抗要件を備える前に設定登記		【公テ(4版)p.524】
	されていた場合には、賃借権は抵当		
0.0	権に対抗することができないため、		
80	抵当権が実行され、買受人に建物の		
	所有権が移転したとしても、敷金に		
	関する権利義務は買受人には移転し		
	ない。		
	連帯保証人は、借主が負担するより		適切である。これを「内容におけ
81	重い債務を負わされることはない。	\bigcirc	る附従性」という。
			【公テ(4版)p.528】

	問題	正 答	解説
	貸主が賃貸物件を第三者に譲渡した		適切である。
82	場合には、附随する保証契約もそれ	\bigcirc	【公テ(4版)p.529】
	に随伴して第三者に移転する。		
	連帯保証人は、貸主に保証債務の履		連帯保証人には、催告の抗弁権が
83	行を求められたときは、まず借主に	×	認められていない。
03	催告するよう主張することができ		【公テ (4版) p.529】
	る。		
	保証債務の範囲には、賃貸借契約の		保証債務の範囲には、賃貸借契約
	解除後に発生したものは含まれな		の解除後に発生したものであって
	٧٠°		も、「主たる債務に関する利息、違
84		×	約金、損害賠償その他その債務に
			従たるすべてのもの」が含まれ
			る。
			【公テ (4版) p.530】
	契約更新後の保証契約については、		適切である。
	継続に反対の趣旨をうかがわせるよ		【公テ(4版)p.530】
85	うな特段の事情がない限り、賃貸借		
	の保証人は、更新後の賃貸借から生		
	ずる借主の債務についても責めを負		
	うと解されている。		
	賃借人が死亡した場合には、その後		適切である。
86	に発生した賃借人の債務について		【公テ(4版)p.532】
	は、保証人の保証債務の範囲に含ま	\cup	
	れない。		
	保証契約は、個人であると法人であ		適切である。
87	るとを問わず、書面でしなければ、	\circ	【公テ(4版)p.533】
	その効力を生じない。		
	保証契約は、書面でしなければ、そ		連帯保証の定めのある賃貸借契約
	の効力を生じないため、賃貸借契約		書に、連帯保証人の署名押印があ
88	と連帯保証契約は、別個独立した書	×	れば、別個独立した書面として作
	面として作成する必要がある。		成する必要はない。
			【公テ(4版)p.533】

	問題	正 答	解説
	定期建物賃貸借契約においては、一		普通建物賃貸借契約については、
	定の期間、賃料を増額または減額し		一定の期間、賃料を減額しない旨
	ない旨の特約は有効であるが、普通		の特約は無効であるが、増額しな
89	建物賃貸借契約においては、いずれ	×	い旨の特約は有効である。なお、
	も無効である。		定期建物賃貸借契約の記述につい
			ては正しい。
			【公テ (4版) p.615】
	当事者の合意による賃貸借契約の更		実務的には、書面を作成するのが
90	新は、書面によらなければ、その効	×	一般的ではあるが、法律上は、書
90	力を生じない。	^	面がなくても効力を生ずる。
			【公テ (4版) p.641】

分野8 建物・設備の知識に関する事項

	問題	正 答	解説
	事務所や店舗用の建物について		適切である。
1	は、採光規定は適用されないが、		【公テ(4版)p.693】
	学校や病院等の居室には適用され		
	る。 東郊でなけれての特別ではない。		经水担告。这里社会上 之
	事務所や店舗用の建物を住宅に用		採光規定の適用対象となる。
2	途変更する場合には、採光規定は	×	【公テ(4版)p.693】
	適用されない。		[1 /10 N
2	採光規定では、住宅の居室の場		「1/10」以上ではなく、「1/7」
3	合、採光に有効な開口部が床面積	×	以上である。
	の1/10以上必要とされる。 採光規定では、襖など常に開放で		【公テ(4版)p.693】 適切である。
	まるもので間仕切られた2つの居		週切である。 【公テ(4版)p.693】
4	室は、1室とみなすことができる	\circ	(4 NX) p.093
	とされている。		
	建築基準法によるシックハウス対		適切である。
	策の規定は、中古住宅を増改築す		【公テ (4版) p.694】
5	る場合だけでなく、大規模な修繕		(1/10) p.051
	や模様替えを行う場合にも適用さ		
	na.		
	建築基準法による規制化学物質が		 持ち込まれた家具から化学物質が発
	非常に少ない建築材料を使用した		散される可能性があるため、居室に
6	建築物に関しては、居室に常時換	×	は常時換気設備を設置しなければな
	気設備を設置する必要はない。		らない。
			【公テ (4版) p.694】
	共同住宅では、居室の床面積の合		適切である。
	計が 100 ㎡(耐火構造及び準耐火		【公テ(4版)p.694】
7	構造の場合は 200 ㎡)を超える階		
′	については、その階から避難する		
	ための直通階段を2つ以上設置し		
	なければならない。		

	問題	正 答	解説
8	両側に居室がある共同住宅では、 住戸の床面積の合計が 100 ㎡を超 える階については、1.8m 以上の廊 下の幅が必要とされる。	×	「1.8m」ではなく、「1.6m」である。 【公テ (4版) p.695】
9	直上階の居室の床面積の合計が 200㎡を超える階の階段の幅につ いては、100cm以上としなければ ならない。	×	「100cm」以上ではなく、「120cm」 以上である。 【公テ(4版)p.696】
10	屋外階段については、避難通路と して、90cm 以上の幅あればよい。	0	適切である。 【公テ (4版) p.696】
11	木造は、建物重量が軽く、施工も しやすく、設計の自由度が高い反 面、防火、耐火性能に劣ってい る。	0	適切である。 【公テ(4版)p.701】
12	木造ツーバイフォー工法は、断 熱・保温性能に優れている反面、 気密性が高く、建物の内部に湿気 がたまりやすいというデメリット がある。	0	適切である。 【公テ(4版)p.702】
13	プレハブ工法は、工期短縮、省力 化に優れており、規格化された部 材を組み合わせるため、設計の自 由度も高い。	×	設計の自由度が「低い」というデメ リットがある。 【公テ(4版)p.702】
14	鉄筋コンクリート造は、耐火、耐 久性に富むが、現場でコンクリー トを打ち込むため、乾燥収縮によ るひび割れが発生しやすい。	0	適切である。 【公テ(4版)p.703】
15	壁式鉄筋コンクリート造は、基本 的な要点は鉄筋コンクリート造と 同じだが、法令で建設可能な階数 や高さ等が規定されている。	0	適切である。 【公テ(4版)p.704】

	問題	正 答	解説
	鉄骨鉄筋コンクリート造は、鉄筋 コンクリート造よりも耐震性に優		適切である。 【公テ (4版) p.704】
16	れているが、施工の難易度が高	\circ	
	く、工期も鉄筋コンクリート造よ り長い。		
	鉄骨造は、比較的軽量なため、高		工事費が木造より「高い」というデ
17	層建物に採用されることが多く、 工事費も木造より安い。	×	メリットがある。 【公テ(4版)p.705】
	ラーメン構造とは、柱や梁を設け		ラーメン構造とは、柱と梁を一体化
	ず、壁体や床板など平面的な構造		した骨組構造のことである。設問の
18	体のみで構成する構造方式であ	×	記述は、壁式構造の説明である。
	3 .		【公テ(4版)p.708】
	最上階における雨水による漏水		屋上や屋根、庇からの漏水であるこ
	は、外壁や出窓、ベランダからの		とが多い。外壁や出窓、ベランダか
19	浸水であることが多い。	×	らの浸水であることが多いのは、中
			間階の場合である。
			【公テ(4版)p.710】
20	雨水による漏水の発生源を特定す	×	困難な場合が多い。
20	ることは、比較的容易である。	^	【公テ(4版)p.710】
	予防保全とは、法定耐用年数どお		予防保全とは、「点検や保守により前
	りに機器が交換されているかどう		兆を捉え、故障する前に適切な処置
21	かを定期的に点検し、万一、交換	×	を施すこと」をいう。法定耐用年数
	されていない場合には、速やかに		どおりに機器が交換されているかど
	適切な処置を施すことをいう。		うかにとらわれてはならない。
			【公テ(4版)p.714】
	日常点検業務における点検項目		日常点検業務における点検項目は、
	は、簡易的なものに限られている		多岐にわたるため、貸主に対して、
22	ため、貸主に対して、必ずしも費	×	必ず費用の見積りや結果報告を行う
	用の見積りや結果報告を行う必要		必要がある。
	はない。		【公テ (4版) p.717】
	点検業務の実施にあたり、管理業		入居者からの情報も積極的に活用す
0.0	者は、自ら現場に足を運び、建物		べきである。
23	等の状況を目視により確認するこ	×	【公テ (4版) p.718】
	とが何よりも重要であり、入居者		
	からの情報に頼るべきではない。		

	問題	正 答	解説
	特定建築物の定期調査・検査報告		「5年」ごとではなく、「3年」ごと
24	の周期は、共同住宅の場合、5年	×	に1回である。
	ごとに1回である。		【公テ(4版)p.721】
	特定建築物の定期調査・検査報告		「敷地」、「構造」、「防火」、「避難」
25	における主な調査項目は、敷地、	×	の4項目である。
23	構造、基礎、外壁、防火、避難の	^	【公テ(4版)p.721】
	6項目である。		
	特定建築物の定期調査・検査報告		適切である。一級・二級建築士のほ
26	は、二級建築士に行わせることが		か、特定建築物調査員に行わせるこ
20	できる。		とも可能である。
			【公テ(4版)p.721】
	修繕計画に基づいた修繕を計画的		修繕計画に基づき、的確に修繕を実
	に実施することは、中長期にわた		施することは、建物を長持ちさせ、
	り、収支を悪化させるおそれがあ		予想外の出費を抑えることができる
27	る。	×	ばかりでなく、中長期的には、借主
21			の好感度が上がることにより、入居
			率のアップとなって、収支をプラス
			にする効果が期待できる。
			【公テ(4版)p.730】
	計画修繕を着実に実施していくた		適切である。
	めには、資金的な裏づけを得るこ		【公テ(4版)p.731】
	とが必要であるため、長期修繕計		
28	画を策定して維持管理コストを試	\circ	
	算したうえで、維持管理費用を賃		
	貸建物経営のなかに見込んでおく		
	必要がある。		
	建物に地震力が伝わりにくくする		適切である。
	ように基礎と建物本体との間にク		【公テ(4版)p.755】
29	ッションを設け、ゆったりした揺	\circ	
	れに変える構造方式のことを免振		
	構造という。		

	問題	正 答	解説
	3階以上かつ床面積 1000 ㎡以上で		適切である。
	ある賃貸住宅(共同住宅に限る)		【公テ(4版)p.756】
30	であって、建築基準法の耐震規定		
	に適合しないものは、特定既存耐		
	震不適格建築物とされる。		
	特定既存耐震不適格建築物につい		耐震改修を行うよう「努めなければ
	ては、耐震診断の結果、地震に対		ならない」とされている。あくまで
31	する安全性の向上を図る必要があ	×	も努力義務である。
	ると認められるときは、耐震改修		【公テ(4版)p.756】
	を行わなければならない。		
	応急危険度判定は、地方公共団体		地方公共団体からの要請により、都
32	からの要請により、地震により被	×	道府県知事などが認定した「建築技
32	災した建物の管理業者が行うこと	^	術者」が行うことが一般的である。
	が一般的である。		【公テ(4版)p.759】
	応急危険度判定では、建物の人命		「危険」、「要注意」、「調査済」の3
33	に及ぼす危険の度合いに応じて、	~	ランクに区分している。
33	「危険」、「要注意」、「安全」の3	×	【公テ(4版)p.759】
	ランクに区分している。		
0.4	応急危険度判定は、外観調査に重		適切である。
34	点をおいて判定を行う。		【公テ(4版)p.759】
	り災証明書とは、「全壊」や「半		り災証明書とは、家屋の「財産的
25	壊」など、家屋の外見的な被害の		な」被害の程度を市町村長が証明す
35	程度を市町村長が証明するもので	×	るものである。
	ある。		【公テ(4版)p.760】
0.1	合成樹脂管は、衝撃に弱く、温度		適切である。
36	変化により伸縮することがある。		【公テ (4版) p.773】
	断水や下層階で大量の水が使用さ		「サイホン作用」ではなく、「逆サイ
	れたことなどによって、飲料水の		ホン作用」という。
27	配管内の気圧が屋外より低くなっ	· ·	【公テ (4版) p.774】
37	た結果、一度流れ出た容器内の水	×	
	や飲料水以外の水が配管内に逆流		
	する現象をサイホン作用という。		

	問題	正 答	解説
	水道直結方式のうち、直結増圧方		直結増圧方式は、水槽が不要なた
38	式は、水槽の清掃等は必要である	×	め、水槽の清掃等は不要であるが、
	が、毎年ポンプを検査する必要が		毎年ポンプの検査が必要となる。
	ない。		【公テ(4版)p.779】
	水道直結方式のうち、直結増圧方		直結増圧方式は、中規模以下のマン
	式は、中規模以下の病院、学校、		ションやビルを対象としているが、
39	ホテル等に多く用いられている。	×	断水時にはまったく水が使用できな
39			くなるため、病院、学校、ホテル等
			には用いられない。
			【公テ(4版)p.779】
	受水槽方式のうち、高置(高架)		適切である。
	水槽方式は、2つの水槽に水を蓄		【公テ(4版)p.780】
	えているため、水道本管が断水し		
40	ても短時間であれば給水でき、停		
	電した場合においても高置水槽が		
	あるため、すぐには断水しないと		
	いう特徴がある。		
	給湯方式のうち、局所給湯方式		適切である。
41	は、各住戸や各室ごとに給湯器を		【公テ(4版)p.780】
41	設置し、台所、風呂場、洗面所な		
	どに配管で給湯する方式である。		
	排水トラップの封水深は、浅いと		適切である。
40	破水しやすく、下水臭や虫、小動		【公テ(4版)p.796】
42	物の室内への侵入を防ぐことがで	\bigcirc	
	きなくなる。		
	Uトラップは、非サイホン式トラ		「Uトラップ」ではなく、「ドラムト
42	ップに分類され、封水の安定度が	· ·	ラップ」である。
43	高く、台所の流しなどに使用され	×	【公テ (4版) p.797】
	ている。		
	浄化槽は、汚水や雑排水を溜め、		微生物が分解した固形物が汚泥とな
	微生物に汚物等を分解させ、きれ		って底部に堆積するため、定期的な
44	いになった水を放流する仕組みで	×	清掃が必要である。
	あるため、定期的な清掃は不要で		【公テ(4版)p.800】
	ある。		
		l .	

	問題	正 答	解説
45	機械換気設備における第1種換気		適切である。
	は、給気機と排気機を同時に用い		【公テ(4版)p.803】
	る方式であり、居室に用いられる	\circ	
	熱交換型換気設備などに採用され		
	ている。		
	機械換気設備における第2種換気		第3種換気の説明である。
	は、排気のみ機械による換気を行		【公テ (4版) p.803】
46	う方式であり、室内は負圧になる	×	
40	ため、他の部屋へ汚染された空気		
	が入らないという特徴があり、多		
	くの住宅で採用されている。		
	機械換気設備における第3種換気		第2種換気の説明である。
47	は、給気のみ機械による換気を行	×	【公テ(4版)p.803】
47	う方式であり、製造工場など限ら	^	
	れた建物で採用されている。		
	新築建物は、原則として、24 時間		適切である。
48	稼働する機械換気設備を設置しな	\bigcirc	【公テ(4版)p.804】
	ければならない。		
	電力の供給施設の設置方式のう		「キュービクル方式」ではなく、「借
49	ち、建物内の一室を変圧器室とし	×	室方式」という。
49	て電力会社へ提供する方式のこと		【公テ(4版)p.810】
	をキュービクル方式という。		
	各住戸に供給される電力の方式の		設問は「単相 2 線式」の説明であ
	うち、単相3線式は100ボルトし		る。単相3線式は、真ん中の中性線
	か電力を供給することができない		と上または下の電圧線を利用すれば
50	ため、200 ボルトの電力が必要と	×	100 ボルト、上と下の電圧線を利用
	なる家電製品等は使用できない。		すれば 200 ボルトの電力を供給する
			ことができる。
			【公テ(4版)p.811】
	ELB とは、漏電遮断器や漏電ブレ		ELB(漏電遮断器、漏電ブレーカ
	ーカーとも言われ、電力会社と契	~	ー)は、電気配線や電気製品のいた
F1	約したアンペアを上回る電力が流		みや故障により、漏電していること
51	れた場合にブレーカーが落ちて電	×	を察知した場合に電気を遮断する仕
	気を遮断する仕組みである。		組みとなっている。
			【公テ (4版) p.813】

	問 題	正 答	解説
52	ガスメーター(マイコンメータ ー)には、ガスの使用量を計量する機能はあるが、ガスの異常放出 や地震等の異常を検知して自動的 にガスの供給を止める機能はない。	×	ガスメーター(マイコンメーター) は、ガスの異常放出や地震等の異常 を検知して自動的にガスの供給を止 める保安機能も備えている。 【公テ(4版)p.825】
53	ガスの利用を開始する際は、ガス 利用者自身が開栓作業を行う必要 があるため、管理業者も立会うべ きである。	×	ガスの開栓作業は、ガス会社が行う 必要がある。管理業者は、入居前に 借主にガス会社へ連絡するよう伝え ておくことが必要であるが、必ずし も立会う必要はない。 【公テ(4版) p.826】
54	消防法における「特定防火対象物」とは、共同住宅、事務所等、 不特定多数の者が出入りする用途 でない建物をいう。	×	「特定防火対象物」とは、店舗や集会施設等、不特定多数の者が出入りする建物をいう。なお、共同住宅は、「非特定防火対象物」に分類される。 【公テ(4版)p.827】
55	住宅の用途として使用されている すべての建物について、自動火災 報知設備等が設置されていない場 合には、住宅用火災警報器を設置 しなければならない。	0	適切である。 【公テ(4版)p.839】
56	収容人員が50人以上の賃貸住宅の 管理権原者は、防火管理者を選任 し、防火管理業務を行わせなけれ ばならない。	0	適切である。なお、賃貸住宅の管理 権原者は、通常、貸主(所有者)等 が該当する。 【公テ(4版) p.840】
57	複合用途建物は、消防法上、住宅 用火災警報器設置義務の対象外で ある。	×	住宅用火災警報器は、住宅用として使用されるものすべてが対象となっており、複合用途建物については、住宅部分に設置しなければならない。 【公テ(4版)p.840】

	問題	正 答	解説
	防火管理者の行う業務のうち、と		「消防計画の作成」とされている。
58	くに重要なものは、避難訓練の実	×	【公テ(4版)p.842】
	施である。		
	建物の貸主は、年1回、昇降機定		適切である。
59	期点検報告書を特定行政庁に提出	\bigcirc	【公テ(4版)p.851】
	しなければならない。		

分野9 賃貸業への支援業務に関する事項

	問題	正答	解説
	基準地の価格(基準価格)は、都		毎年7月1日時点の価格が9月に公
1	道府県が地価調査を行い、都道府		表される。
	県知事によって決定された毎年 1	×	【公テ(4版)p.870】
	月1日時点の価格が3月に公表さ		
	れる。		
	路線価は、国土交通大臣が決定		「国土交通大臣」ではなく、「国税
2	し、毎年1月1日時点の価格が7	×	庁(国税局長)」が決定する。
	月に公表される。		【公テ(4版)p.871】
	ペット可能賃貸住宅における一番		適切である。
3	の問題は、糞と鳴き声である。		【公テ (4版) p.891】
	シェアハウスは、複数の者が借主		適切である。
	となり、契約期間も異なることか		【公テ(4版)p.892】
	ら契約関係が複雑となるうえ、共		
4	用部分の日常的な維持管理や修繕		
4	の取扱い、同居人間のトラブルへ		
	の対応など、管理においても通常		
	の賃貸物件とは異なる取扱いが必		
	要となる。		
	税法上、建物はすべて、定率法に		「定率法」ではなく、「定額法」に
5	よって償却しなければならない。	×	よって償却しなければならない。
			【公テ (4版) p.913】
	保険業法上、保険商品は、第一分		賃貸不動産の経営おいて最も有用と
	野、第二分野、第三分野に3つに	×	考えられるのは、「第二分野」に分
6	分類されているが、賃貸不動産の		類されている損害保険である。な
	経営おいて最も有用と考えられる		お、第一分野は、生命保険が該当す
	のは、第一分野に分類されている		る。
	保険である。		【公テ(4版)p.930】
	地震保険は、住宅の火災保険に付	0	適切である。なお、保険金額は、主
7	帯して加入する保険であるため、		契約である火災保険の保険金額の
,	単独で加入することはできない。		30%~50%の範囲内とされる。
			【公テ (4版) p.931】

	問題	正答	解説
	保険は、保険会社の商品によっ		保険は、賃貸不動産経営の関係者に
	て、特性が異なり、補償内容や範	×	とって、不可欠の検討課題であるた
	囲も必ずしも同じとは言えないた		め、賃貸不動産経営管理士は、賃貸
	め、賃貸不動産経営管理士は、賃		経営管理の支援業務の一つとして、
8	貸経営管理の支援業務の一つとし		ある程度のアドバイスができるよう
	て、いかなるアドバイスも行うべ		に準備をしておくことも必要であ
	きではない。		る。
			【公テ(4版)p.932】
	プロパティマネジメントの観点か		投資家の立場に立てば、借主の入れ
	らすると、借主の入れ替えは、手		替えは空室リスクを生じ、コストが
	数料獲得の機会となるため、借主		発生することにつながるため、プロ
9	を引き留め、維持するテナントリ	×	パティマネジメントの観点からは、
	テンションは、賃貸借に関する提		テナントリテンションも賃貸借に関
	案業務には含まれない。		する提案業務に含まれる。
			【公テ(4版)p.943】
	不動産鑑定評価基準における DCF		適切である。
	法の適用において、対象不動産の		【公テ(4版)p.946】
10	管理業務に係る経費として、PM	\circ	
	フィーが運営費用に計上されるこ		
	とになった。		
	相続税の基礎控除額を求める算式		「5000万円」ではなく、「3000万
11	は、「5000 万円+600 万円×法定	×	円」である。
	相続人の数」である。		【公テ(4版)p.948】
	法定相続人が配偶者と兄弟姉妹で	×	配偶者「4分の3」、兄弟姉妹「4
12	ある場合の法定相続分は、配偶者		分の1」である。
12	3分の2、兄弟姉妹3分の1(複		【公テ (4版) p.958】
	数人の場合は人数按分)である。		
	不動産所得の計算上、所得税、住	×	「事業税」および「印紙税(収入印
13	民税、事業税、印紙税(収入印		紙)」については、必要経費として
	紙)については、必要経費として		認められる。
	認められない。		【公テ(4版)p.982】

	問題	正 答	解説
14	個人所得税の計算において、取得		「30 万円」未満ではなく、「10 万
	価格が 30 万円未満の少額の減価償		円」未満である。
	却資産については、その全額を業	×	【公テ(4版)p.983】
	務の用に供した年分の必要経費に		
	算入する。		
	不動産所得の計算において、土地		適切である。
15	等を取得するための借入金の利息		【公テ (4版) p.986】
13	については、他の所得と損益通算		
	することはできない。		
	消費税は、建物や土地の購入代金		消費税は、土地の購入代金や火災保
	については課税されないが、火災		険料については課税されないが、建
16	保険料や仲介手数料については課	×	物の購入代金や仲介手数料について
	税される。		は課税される。
			【公テ(4版)p.987】
	不動産賃貸経営を法人化するメリ		適切である。
17	ットとして、所得の分散による超		【公テ (4版) p.994】
17	過累進税率の緩和を図ることがで		
	きることが挙げられる。		
	不動産賃貸経営を法人化するデメ		適切である。
18	リットとして、社会保険料の経費	\circ	【公テ (4版) p.995】
	負担が増えることが挙げられる。		
	サブリース会社に支払う不動産管		適切である。
	理料は、空室リスクをサブリース		【公テ(4版)p.1000】
19	会社が負うことになるため、管理	\circ	
	受託会社と比べて、一般に高額に		
	なることが多い。		
	固定資産税は、毎年1月1日時点		適切である。
20	における土地や建物の所有者に対	\circ	【公テ(4版)p.1001】
	して課される地方税である。		
	固定資産税は、所有する土地が住		「税率」ではなく、「課税標準」で
21	宅用地に該当する場合には、税率	×	ある。
<i>Δ</i> 1	が6分の1または3分の1に軽減		【公テ(4版)p.1001】
	される特例がある。		

	問題	正答	解説
22	相続人が、被相続人の死亡により 空き家になった家屋とその敷地の 両方を譲渡した場合、譲渡所得か ら5000万円を控除できるという特 例がある。	×	「5000万円」ではなく、「3000万円」である。 【公テ(4版)p.1007】
23	相続税対策として、更地に賃貸住 宅や賃貸ビルを建設することは、 更地の評価額を大幅に上昇させる 可能性があるため、行うべきでは ない。	×	更地に賃貸住宅や賃貸ビルを建設すると、更地のままである場合と比べ、土地の相続税評価額を引き下げる効果が期待できる。 【公テ(4版)p.1012】
24	貸家建付地の相続税評価額を求める算式において、借地権割合は地域によって異なるが、借家権割合は全国一律30%である。	0	適切である。 【公テ(4版)p.1012】
25	相続税の評価額の算定にあたり、 一定の要件を満たした場合には、 賃貸不動産の敷地の評価額を 200 ㎡まで 50%減額できる小規模宅地 等の特例を適用することができる。	0	適切である。 【公テ(4版)p.1013】
26	相続時精算課税制度を選択すれば、選択した年以降、贈与者から受ける贈与については、暦年課税(110万円の基礎控除)の適用を受けることができる。	×	相続時精算課税制度を選択すると、 選択した年以降、贈与者から受ける 贈与については、すべて相続時精算 課税制度の適用対象となるため、そ の後は、暦年課税(110万円の基礎 控除)を受けることはできない。 【公テ(4版)p.1013】
27	相続時精算課税制度を選択した場合、生前に贈与した財産については、相続時に相続財産には加算されない。	×	相続時に相続財産に加算されて相続 税が計算されることになる。なお、 贈与時に支払った贈与税があれば、 相続税から控除されることにより、 精算される。 【公テ(4版) p.1016】

<2020年合格目標>

賃貸不動産経営管理士試験対策 全問題と解答・解説

令和2年10月1日 初版第一刷 発行

発 行 Good Job & Career 責任者 杉本真樹

東京都千代田区九段南一丁目5番6号 りそな九段ビル5F

https://www.goodjobandcareer.net/

info@goodjobandcareer.net

定価(本体500円+税)